

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p.1
2. 学部・学科の特色	p.7
3. 学部・学科の名称及び学位の名称	p.9
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p.10
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	p.20
6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p.23
7. 施設、設備等の整備計画	p.27
8. 入学者選抜の概要	p.30
9. 取得可能な資格	p.37
10. 実習の具体的計画	p.38
11. 管理運営	p.45
12. 自己点検・評価	p.49
13. 情報の公表	p.53
14. 授業内容方法の改善を図るための組織的な研修等	p.57
15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p.63

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本大学の目的・教育研究上の理念

学校法人常翔学園が設置する広島国際大学は平成10年4月に開学し、現在、保健医療学部をはじめ、医療福祉学部、医療経営学部、心理学部、総合リハビリテーション学部、看護学部、薬学部、医療栄養学部の8学部10学科を擁している。本大学は『命の尊厳と豊かな人間性』を基本とした上で、『新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康・医療・福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する。』ことを教育の理念とし、『ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。』を目的に掲げ、教育研究を行っている。

これらの理念・目的の下、開学以来、地域社会における健康・医療・福祉分野に関する高等教育の場として、大きな役割を果たすとともに、常に教育研究環境の整備と充実に努めてきたことから、地域社会における高等教育機関としての存在感とその重要性を高め、これまで有為な人材を数多く輩出している。

(2) 設置する学部・学科の構成

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」は、健康・医療・福祉分野で活躍する人材を育成する総合大学として長年にわたり培ってきた、健康や医療に関する教育研究実績を踏まえ、スポーツ科学分野における医・科学的知見に基づき人々の生活習慣病の予防や改善、介護予防等を視野に入れた健康寿命の延伸に関わる、本学の新たな教育研究分野を構築していくことを重視する学部・学科として設置する。また、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ、及び各種スポーツ団体等との連携を通して、健康寿命延伸のためのスポーツプログラムを普及・啓発し、地方からスポーツを通じた健康増進を推進する役割を担うこととする。

《表》 健康スポーツ学部健康スポーツ学科の構成

学部名	学科名	入学定員	収容定員	位置
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	70人	280人	【東広島キャンパス】 広島県東広島市黒瀬学園台555番地36

(3) 設置の趣旨・必要性

18歳人口の減少など高等教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、設置に関しては、健康寿命の延伸・国民医療費の抑制といった国の政策や地域社会の課題へ対応し、健康や医療に興味を示す進学希望者の意向を十分に見極める必要がある。つまり、健康・医療と福祉分野における高等教育機関としての個性や特色の明確化に一層努めながら、地方都市における高等教育機関として、人々の健康やスポーツの果たす役割について意識改革を行うなど、指導的役割を果たす必要性が生じている。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の前文においても謳われているように、健康とスポーツは我々の生活を豊かにすることと密接に関わっている。健康は、その価値を健康の保持増進に置き、豊かな生活を送るために重要な意味合いをもつものである。さらに、スポーツは、人々の生活をより豊かにするために組織化され、秩序化され、工夫されてきた文化であり、生活に密着して発展してきたものである。健康の保持増進にスポーツが果たす役割と、健康的で豊かな生活を送る中で価値を高めていくスポーツ文化の重要性を理解し、地域社会において指導的役割を果たす人材の育成が求められている。また、進学希望者の興味と関心や学修意欲に柔軟に答えていくためには広範囲に及ぶ健康・医療と福祉分野における高等教育が対象とする専門領域の幅を広げる工夫をすることが重要となっており、学術研究の進展や進学希望者の動向を踏まえた教育組織の整備と充実が求められている。

このような状況の中、本大学が将来像「ともにしあわせになる学び舎」の実現を目指し、持続可能な大学となるために、地域・社会の多様な期待や要請に応え、信頼と支援を得るとともに社会の要請にこたえるため改革を進めることが重要となる。このため、教育・研究の質の向上を図り、健康・医療・福祉分野の総合大学としての特色を活かした、教育組織の構築や教育内容の充実、教育方法の改善などの大学改革を行い「地域の健康を守り、しあわせづくりに貢献する」ことが重要であると考える。

以上のことから、高等教育を取り巻く社会情勢の変化や進学希望者の動向を踏まえるとともに、「健康」と「スポーツ」の価値観を理論と実践を通して関係させ、国民の健康増進の総合的な推進を図る基本的な事項でもある「健康寿命の延伸」「国民医療費の抑制」といった超高齢化社会の進展に伴う国の政策や地域社会の課題への対応、高校生の進学ニーズなどを見据えた上で、高等教育機関としての更なる発展と充実を目指して、平成32年4月より健康スポーツ学部を設置することとした。

[1] 地域社会への貢献と教育研究組織の充実

本大学は、平成10年4月に保健医療学部と医療福祉学部の2学部をもって開学し、その後、8学部10学科を擁する健康・医療・福祉分野の総合大学へと成長を遂げている。

今般、設置を計画している「健康スポーツ学部」では、健康・医療・福祉分野の

総合大学として長年にわたり培ってきた教育研究実績のうち、スポーツ科学分野における医・科学を軸に国の政策や地域が抱える健康と運動に関する諸課題への対応に向けた教育研究組織として設置することにより、地域社会へのさらなる貢献を目指すものであり、併せて健康・医療・福祉分野の総合大学としての教育研究組織の一層の整備と充実を図るものである。

【別紙資料1】「広島国際大学健康スポーツ学部設置の目的」

[2] 地域社会を取り巻く状況 —スポーツ振興に関する施策—

周知のように、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」に基づく第1期「スポーツ基本計画」では、今後5年間に取り組むべき施策として、「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」、「高齢者の体力づくり支援」、「地域スポーツ環境の整備」（総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ指導者、スポーツ施設の充実）などが掲げられた。また、第2期「スポーツ基本計画（平成29年3月）」では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として、「スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」を掲げている。「スポーツ参画人口の拡大」では、「若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進」及び「学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上」を目指すとともに、「スポーツ環境の基盤となる人材と場の充実」では、「スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保」を目指すことを政策目標として掲げている。

このような国の施策を受けて、地域社会では、国の基本方針を受けて、スポーツの振興にむけた運動・スポーツ活動に関する様々な施策や事業が展開されており、当該施策や事業を支える質の高い人材の確保及び養成が求められていることから、実践的な指導力を基盤とする健康・スポーツ活動を指導、展開できる人材に対する期待は増々大きくなっている。

【別紙資料2】「スポーツ基本計画（全体像）、（概要）」

【別紙資料3】「第2期スポーツ基本計画について（答申）、（答申のポイント）」

[3] 地域社会を取り巻く状況 —健康・予防に関する施策—

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や、国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めた「健康日本21（第2次）[厚生労働省告示第四百三十号]」においては、身体活動・運動は生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上ならびに生活の質の向上の観点から重要であり、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関するものに加え、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について目標を設定している。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直しや、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組むことを掲げている。

このような国の施策を受けて、地域社会（社会教育行政）においても人々の自発的な健康や運動を含む様々な生涯学習活動に対し、専門的指導・助言を与えることのできる人材（社会教育士などの専門的教育職員）はもとより、企業等における労働者の健康を管理し、健康の保持増進のための措置を行う人材（第1種衛生管理者）や健康運動指導士や運動・スポーツに関する各種トレーナーなど健康増進のための指導ができる人材に対する期待は増々大きくなっている。

【別紙資料4】「厚生労働省告示第四百三十号（健康日本21[第2次]）」

[4] 地域社会からの要望

1) 広島県・東広島市・呉市からの要望

国の施策を受けて、広島県においては「地域スポーツの推進」「競技スポーツの推進」「人材の循環」「環境整備」の4つの事項を基本施策とする「広島県スポーツ推進計画（平成26年8月）」が策定されており、特に、「地域スポーツの推進」では、「障害者を含めた各ライフステージに応じた施策展開」を掲げるとともに、「環境整備」では、「スポーツ活動を支える人材の養成・充実」や「スポーツを核とした地域づくり」を基本施策として掲げている。

さらに、本学部が設置される東広島市では、「スポーツで地域を創るまち東広島」を基本理念とし、地域のつながりを活かしたスポーツによるまちづくりを目指すため、「東広島市スポーツ推進計画（平成29年3月）」が策定されており、施策の方向性と具体的な取組として、「運動・スポーツ活動の普及に向けて、スポーツを支える人材の計画的な育成・支援に取り組む」とともに、「さまざまな年代で体力の維持・向上に取り組める運動・スポーツ活動の普及に取り組む」こととしている。

また、東広島市に隣接する呉市においても、「いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉」を目指すこととしており、「第2次呉市スポーツ振興計画（平成29年10月）」を策定し、スポーツ振興のための総合的な施策の在り方を整理し、市民一人一人の生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現と、健康で活力に満ちた地域社会の創出に向けた、スポーツ施策を総合的・計画的に推進している。

このように広島県、東広島市、呉市では国の基本方針を受けて、スポーツの振興に向けた運動・スポーツ活動に関する様々な施設や事業が展開されており、当該施設や事業を支える質の高い人材の確保及び養成が求められていることから、本学に地域社会を取り巻く状況や地域社会からの要望をふまえ

た上で、スポーツの価値と健康づくりにおけるスポーツの役割の理解のもと、スポーツ科学分野における医・科学的知見を兼ね備えた実践的な指導力を発揮できる健康・スポーツ活動を展開できる人材の養成を目的とする「健康スポーツ学部」設置の要望がなされている。

【別紙資料5】「広島県スポーツ推進計画の概要」

【別紙資料6】「東広島市スポーツ推進計画（概要版）」

【別紙資料7】「呉市スポーツ振興計画、第3次健康くれ21（概要版）」

【別紙資料8】「広島国際大学 健康スポーツ学部設置に係る意見書」

2) スポーツ関連施設等からの要望

健康スポーツ学部の設置計画を策定する上で、健康スポーツ学部における教育や人材育成と卒業生に対する採用意向に関して、人材需要の動向など社会の要請を踏まえたものであることの客観的根拠となるデータから検証することを目的として、全国の本学への求人実績のある企業・団体及び健康スポーツ学部卒業後の主な就職先として想定される会員制スポーツクラブ、スポーツ関係団体、健康・スポーツ関連企業などを対象として、健康スポーツ学部における教育や人材育成と健康スポーツ学部の卒業生に対する採用意向に関するアンケート調査を実施した。

その結果、健康スポーツ学部において養成する人材や教育に対し、回答件数 296 件の約 56%にあたる 166 件が必要性を認めており、このことは、健康スポーツ学部における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等、社会の要請を踏まえたものであることを示している。

また、広島国際大学の健康スポーツ学部で学んだ卒業生の採用については、124 件が「採用対象となる」と回答しており、「おそらく採用対象になる」と回答した 42 件と「採用対象として検討してもよい」と回答した 47 件とを合わせると、回答件数 293 件の約 72%にあたる 213 件が、広島国際大学の健康スポーツ学部で学んだ卒業生に対する採用意向を示していることから、卒業後の進路については十分な見通しがあると考えられる。

【別紙資料9】「広島国際大学学部/学科に関するアンケート【企業対象】
調査結果報告書の抜粋」

(4) 人材養成の目標

[1] 研究対象とする学問分野と教育研究上の目的

本学部では、研究対象とする中心的な学問分野を「スポーツ科学分野」とし、教育研究上の目的を「あらゆる人々が、各ライフステージ（各年齢期）において、健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツの価値と健康づくりにおけるスポーツの役割の理解のもと、スポーツ科学分野における医・科学的知識や技術を提供し、幅広い分野で貢献できる人材を育成する」こととする。

このことから、健康スポーツ学部では、科学的知見に基づく「基礎・基本」を重視しつつ、理論と実践との融合を通じて、主体的に課題を探究し解決するための基礎となる能力を育成するとともに、卒業後、社会人として就業し、成長していく過程において、実務等を通じて、新たな知識や能力を体得していくための資質や能力を育成するための教育を重視することとする。

[2] 養成する人材と教育目標

本学部では、子どもには夢を、若者には希望を、大人には生きがいを、お年寄りには人生の喜びをもたらすことのできる心身ともに健全な指導者の育成を目指す。そのために、スポーツ科学分野に関する基礎的な理論と実践的な能力を基盤として、幅広い教養、豊かな人間性と高い倫理観、主体的な判断力と安全に留意した行動力、他者と協力しながら自律的に学ぶ姿勢と基礎的な研究能力を有し、健康・運動・スポーツの活動を主体的かつ計画的に実践指導することができる人材を養成する。

例えば、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たすなど、スポーツ実践の活動を通して社会に貢献する人材を養成する。

卒業後の進路としては、社会教育行政において、人々の生涯学習活動に対し、指導・助言を与える指導者（社会教育士）または、企業などで労働者の健康管理や健康の保持増進のための措置を行う管理者（第1種衛生管理者）、スポーツクラブやフィットネスクラブなどの会員制スポーツクラブ及び病院や健康増進施設において、幅広い世代の人々に対して、個々人の興味と関心や競技レベルに応じたさまざまな運動・スポーツ活動を提供する指導者（健康運動指導士・NSCA パーソナルトレーナー等）やサポートスタッフとして活躍することが想定される。また、健康・運動・スポーツに関する学びを活かしスポーツ関連企業やヘルスケア関連企業での活躍や、健康・スポーツ系大学院への進学が想定される。

また、教育現場において、スポーツ教育はもとより、運動・スポーツを通じた子どもの健康の増進と体力や技能の向上のための活動を展開し、子どもの健全な育成や放課後に行われる運動部活動の指導など、スポーツ教育の活動を通して社会に貢献する人材を養成する。

卒業後の進路としては、中学校や高等学校などの教育機関において、ジュニア期より科学的知見に基づいたスポーツ教育を通して、健康や運動の必要性を説く保健体育教員として活躍することが想定される。

本学部では、こうした人材養成を目指し、学生に学位を授与するに当たり学生が卒業までに修得すべき資質や能力を含めた学位授与の方針（ディプロマポリシー）を以下のとおり定めることとし、教育課程における「スタンダード科目」「オプション科目」「専門教育科目」の科目群に配置している講義科目及び演習科目や実習科目の体系的な履修を通して、学位授与の方針を達成するための教育を展開する。

【ディプロマポリシー（学位授与の方針）】

- ① 健康・運動・スポーツの専門家としての使命感と責任感を持ち、ひとを思いやる豊かな人間性を身につけている。
- ② 健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技能をもって、あらゆる人々の各ライフステージ（各年齢期）における健康で豊かな生活に貢献できる。
- ③ 専門的知識や技能を発揮する場において、他者と協力し様々な問題をチームとして解決することができる。
- ④ 地域社会において健康・運動・スポーツに関する様々な情報を専門的立場から提供できる。
- ⑤ 研修や講習等を通じて、健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技術の向上に努めることができる。

2. 学部、学科等の特色

本学部は、スポーツの価値と健康づくりにおけるスポーツの役割の理解のもと、スポーツ科学分野における医・科学的知見を兼ね備え、健康・運動・スポーツ教育を通して、人々の健康増進に貢献できる人材の育成を特色としている。こうした、健康寿命の延伸、国民医療費の抑制に貢献しうる人材（単なる経験主義に頼らず、科学的知見を身に付けた運動・スポーツ指導者）の養成は、近隣の大学では見られない本学独自の特色であり、養成される人材は今後社会から一層求められるものである。特に、NPO や企業などと連携・協働して社会教育施設（スポーツ施設や健康増進施設なども含む）や社会の多様な分野で行われる学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに貢献することが期待される「社会教育士」や、事業場における作業環境の管理や労働衛生教育の実施に加え、労働者の健康管理や健康の保持増進のための措置を行う「第1種衛生管理者」の養成を可能としており、スポーツ系の学部を持っている大学において広島県内では本学のみの特徴である。

また、健康・医療・福祉分野の総合大学ならではの教育として、高度化・専門化が進む健康、医療、福祉領域の現場において求められる「チーム医療」の推進役となる人材を育成するために、平成25年度入学生から全学生を対象に、学部・学科の垣根を越えた全学的な「専門職連携教育(IPE)」を導入している。本学部においても「専門職連携教育(IPE)」を導入し、初年次に健康、医療、福祉に関わる分野の専門職の仕事を理解することから始まり、専門職のチームとはどのようなものか、

また、学生各自がめざす専門職がどのように利用者に携わることができるかを在学中に学ばせる。

さらに「専門職連携教育(IPE)」を導入することにより、本大学が長年にわたり培ってきた「医療・看護」「介護・リハビリ」分野に加え、「健康・運動・スポーツ」の分野が拡大され、本大学の「専門職連携教育(IPE)」の充実がより一層期待される。

本学部の卒業後の進路としては、幅広い世代や志向の運動実践者に対応できる健康やスポーツに関する専門能力を有して、生涯スポーツ社会の充実とライフステージに応じた健康・スポーツ活動の推進、運動・スポーツを媒介にしたコミュニティ形成による地域の活性化への貢献、学校や教育現場における子どもの発育過程や発達段階に応じた適切なスポーツ教育をおこなうなど、スポーツ指導者や健康・スポーツサポートスタッフとして、幅広く活躍することが期待される。

このことから、本学部が担う機能と特色としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、スポーツ科学分野における教育・研究を通して、「幅広い職業人養成」の機能を重点的に担う教育・研究に取り組むこととする。

3. 学部・学科の名称及び学位の名称

本学部は、中心的な学問分野を「スポーツ科学分野」として、「あらゆる人々が、各ライフステージ（各年齢期）において、健康で豊かな生活を送ることができるよう、健康・運動・スポーツに関する知識や技術を提供し、幅広い分野で貢献できる人材を育成する」ことを教育研究上の目的としている。また、「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性と高い倫理観、主体的な判断力と行動力、自律的に学ぶ姿勢と基礎的な研究能力を有して、基礎的な理論と実践的な能力を基盤とする健康・スポーツ活動を主体的かつ計画的に実践することができる人材」の育成を目的としている。

このような、中心的な学問分野と学部における教育研究上の目的や育成する人材像を踏まえ、社会や受験生に最も分かり易い名称とするために、学部・学科名称を「健康スポーツ学部 健康スポーツ学科」とするのが適切であると考えている。また、本学部の所定の課程を修了した者に付与する学位及び称号は「学士（健康スポーツ学）」とする。

なお、英訳名称については、下記のとおり、国際的な通用性があり、一般に認知されている名称とする。

学部名 (英訳)
健康スポーツ学部 (Faculty of Health Promotion and Sports Sciences)
学科名 (英訳)
健康スポーツ学科 (Department of Health Promotion and Sports Sciences)
学位名 (英訳)
学士 (健康スポーツ学) (Bachelor of Health Promotion and Sports Sciences)

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 科目区分の設定とその理由

本学部では、教育研究上の目的を実現し、人材を養成するために、教育課程を「スタンダード科目」「オプション科目（「ベーシック」「アドバンスド」「留学生特例科目）」、「専門教育科目（「専門基礎分野」「専門分野」「専門演習・実習分野」「専門総合分野）」の3つの科目区分から編成することとする。「スタンダード科目」「オプション科目」においては、中央教育審議会答申（平成24年12月24日「学士課程教育の構築に向けて」）で示されている「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえた科目区分を設定するとともに、科目区分ごとの目的を明確にした上で、養成しようとする知識や能力に基づき、具体的な教育目標を立て、その教育目標に対応した授業科目を配置した教育課程を編成している。また、「専門教育科目」では、4年間の学修期間を通して、講義から演習、演習から実習へと発展させるための体系的な授業科目を配置している。以下、教育課程の編成や授業科目の設定について基本的な考え方をカリキュラムポリシーとして示す。

【カリキュラムポリシー】

教育研究上の目的は、社会の状況に応じた健康・運動・スポーツ分野における専門的な知識や技能を提供し、豊かな人間性と協調性を有し、関連する専門職と連携・協力して問題を解決できる力を高めることのできる人材を育成することです。この目的を達成するために、以下のカリキュラムを編成します。

① 基礎学修力の充実

大学での学修の仕方や大学生として必要な基礎的学修能力を1年次より開講されるスタンダード科目及びオプション科目を中心に身につけていきます。また、友人達とのコミュニケーションを通して大学生としての生活態度や心構えを養っていきます。

② 専門基礎・専門科目の充実

保健体育教員、健康運動指導士など多岐にわたる免許・資格取得のための専門基礎科目と専門科目の学修を通して専門的能力の修得を目指します。また、専門職連携教育（IPE）関連科目を学修することによって専門分野に幅広く貢献する能力を身につけることができます。

③ 演習・実習科目の充実

健康・運動・スポーツを専門とする職業人においては、専門的知識や技術

の修得のみならずその知識や技術を実際の行為として提供していくことが重要になってきます。そのためにグループによる演習、実習等を通じて現場に役立つ実践力、問題解決能力を身につけていきます。また、免許・資格試験に向けた学力を培っていきます。

(2) 教育課程の特色及び履修順序の考え方

本学部で設定している教育課程の特色は、本大学の全学部・学科に共通して必修科目として開講される授業科目群「スタンダード科目」を、1年次を中心に配置し、さらに、より総合的な思考力を持った豊かな人間性を培うと同時に専門分野の学びを深めていく際に必要となる基礎知識が得られるよう「オプション科目」を配置しているところにある。これに併せて「専門教育科目」では、各分野の専門教育の導入的な科目と専門教育の根幹となる科目、更にそれらを応用し実践を踏まえた展開を図る科目から構成していることである。

[1] スタンダード科目（全学必修科目）

スタンダード科目は、全学生が必修科目として学ぶものであり、以下の科目を配置する。

① 「アカデミックリテラシー」（1単位）

大学生活や社会に出てから必要とされる正しい日本語と数理的思考能力を育成する科目

② 「チュートリアル」（1単位）

少人数制（8～9人程度）による問題解決型演習を通じて学修の仕方を修得する科目

③ 「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」（各1単位）・「英語リーディングⅠ、Ⅱ」（各1単位）

グローバル社会で活躍する職業人として必要なコミュニケーション能力の修得を目的とする科目

④ 「デジタルコミュニケーション」（1単位）・「データサイエンスⅠ」（1単位）

現代社会で活躍する社会人や職業人に必要な情報技術と知識を得るための科目

⑤ 「スポーツ学」（1単位）・「スポーツ実習Ⅰ」（1単位）

健康で豊かな生活を送るために必要な運動の技術と知識を得る科目

⑥ 「専門職連携基礎演習Ⅰ、Ⅱ」（各1単位）・「専門職連携総合演習Ⅰ、Ⅱ」（各1単位）

健康・医療・福祉に関わる様々な職種について理解し、連携することの重要性を学ぶ科目

⑦ 「地域創生と危機管理」（1単位）

自らが地域と関わり、いかに貢献していけるかを学修していく科目

[2] オプション科目（学部共通）

「オプション科目」は、健康・医療・福祉分野の職業人としての基礎的能力のさらなる向上と豊かな人間性を涵養することを目的として配置している科目群であり、「ベーシック」と「アドバンスド」「留学生特例科目」に分けられる。

1) 「ベーシック」科目群

「ベーシック」科目群は、「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の6つの領域から編成され、以下の科目を配置する。

① 「グローバル領域」

「中国語Ⅰ、Ⅱ」（各1単位）・「ドイツ語Ⅰ、Ⅱ」（各1単位）
中国語とドイツ語による基本的コミュニケーション能力を身に付ける科目。

② 「情報学」領域

「プログラミングⅠ」（1単位）
コンピュータプログラムの作成に関する知識と技能を修得するための科目。

③ 「人間と文化」領域

「哲学」（2単位）・「文学」（2単位）・「心理学」（2単位）・「芸術学」（2単位）・「文化人類学」（2単位）
人間の文化や社会に関する基本的な知識と複合的な視点を養う科目。

④ 「人間と社会」領域

「日本国憲法」（2単位）・「経済学」（2単位）・「歴史学」（2単位）・「政治学」（2単位）
現代社会が直面する基本的な諸問題に関する知識と総合的に判断し対処する能力を養う科目。

⑤ 「人間と自然」領域

「統計学」（2単位）・「数学基礎」（1単位）・「数学」（2単位）・「物理学」（2単位）・「化学」（2単位）・「生物学」（2単位）・「科学実験 a」（1単位）・「科学実験 b」（1単位）
統計における分析の方法や数量的スキル、生物学や科学的思考の基盤を培うための科目。

⑥ 「総合」領域

「日本語表現法」（2単位）・「コミュニケーション論」（2単位）
日本語を用いて自分の意思や感情を相手に伝えることができる表現能力を修得するための科目。

2) 「アドバンスド」科目群

「アドバンスド」科目群では、「ベーシック」科目群の領域をさらに幅広く学ぶものとして「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の6領域を配置し、さらに「保健体育」領域を加えて編成している。これら「アドバンスド」の科目群は、卒業までに必要な時期に学べるよう、以下の科目を配置する。

① 「グローバル」領域

「Reading & Writing」(1単位)・「英語プレゼンテーション」(1単位)・「検定英語」(1単位)・「グローバル化と人間 a」(1単位)・「グローバル化と人間 b」(1単位)

② 「情報学」領域

「データサイエンスⅡ」(1単位)・「データ解析」(1単位)・「プログラミングⅡ」(1単位)

③ 「人間と文化」領域

「人間と文化 a」(1単位)・「人間と文化 b」(1単位)

④ 「人間と社会」領域

「人間と社会 a」(1単位)・「人間と社会 b」(1単位)

⑤ 「人間と自然」領域

「人間と自然 a」(1単位)・「人間と自然 b」(1単位)

⑥ 「総合」領域

「教養ゼミ」(1単位)

⑦ 「保健体育」領域

「スポーツ実習Ⅱ」(1単位) (「スタンダード科目」スポーツ実習Ⅰの発展系)

3) 「留学生特例」科目群

「留学生特例」科目群では、留学生対象科目として「人間と社会」「グローバル」の2領域を配置し、以下の科目を配置する。

① 「人間と社会」領域

「日本事情 a」(2単位)・「日本事情 b」(2単位)

② 「グローバル」領域

「日本語Ⅰ」(2単位)・「日本語Ⅱ」(2単位)

[3] 専門教育科目

専門教育課程は、職業人としての資質や能力を身に付ける上で、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮しながら系統性と順次生のある編成が重要であり、講義と演習・実習科目を対応させ、理論と実践が一体となるように構成し、各年次に適切に配置することにより健康・運動・スポーツ分野における専門的な知識や技能を有した人材に求められる教育を系統的に行うように編成している。具体的には、「専門基礎分野」「専門分野」「専門演習・実習分野」「専門総合分野」の4つの領域による編成としている。

1) 専門基礎分野

1、2年次を中心に、健康・スポーツ科学に関する専門分野を学ぶ上で重要な基礎的な講義と広範にわたるスポーツ種目を実践することができる実技系科目を配置する。

- ① 「健康スポーツ概論」(2単位)・「スポーツ原理」(2単位)・「スポーツ史」(2単位)・「スポーツ社会学」(2単位)・「スポーツ経営管理学」(2単位)・「スポーツビジネス特論」(2単位)・「スポーツ心理学」(2単位)・「バイオメカニクス」(2単位)・コーチング論(2単位)

スポーツに関わる人文社会学系、自然科学系の専門科目に発展していくための導入科目として、総合的な理解とその知識を運動やスポーツの実践に活用でき、スポーツの振興や発展にかかわることができる資質や能力を修得するための基礎的科目。

- ② 「スポーツ生理学」(2単位)・「人体機能解剖学」(2単位)・「スポーツ医学」(2単位)・「スポーツ栄養学」(2単位)・「運動処方論」(2単位)・「スポーツ運動学」(2単位)・「体力測定評価」(2単位)・「トレーニング論」(2単位)・「レクリエーション概論」(2単位)

人体の構造と機能や健康と運動についての理解とともに、健康問題の認識の下健康の適切な管理や保持増進のための知識と技能を修得するための基礎的科目。

- ③ 「生涯学習概論Ⅰ」(2単位)・「生涯学習支援論Ⅰ」(2単位)・「社会教育経営論Ⅰ」(2単位)・「学校保健」(2単位)・「衛生学・公衆衛生学」(2単位)・「健康教育学」(2単位)

社会教育(スポーツ活動を含む)の意義や役割の理解とライフステージやライフサイクルに応じたスポーツライフの設計やその支援について理解するための基礎的科目。

- ④ 「スポーツ実技A(陸上競技・器械運動・水泳・健康体力づくり)」(各種目1単位)・「スポーツ実技B(ダンス・武道1:柔道・武道2:剣道)」(各種目1単位)・「スポーツ実技C(ゴール型1:サッカー・ゴール型2:バスケットボール・ベースボール型:ソフトボール・ネット型1:バ

ドミントン・ネット型 2：バレーボール) (各種目 1 単位)・「スポーツ実技 D (野外活動 1：スキー・野外活動 2：キャンプ)」(各種目 1 単位) スポーツや運動の特性と戦術やルールについての理解とともに、スポーツや運動の基本的な技術と上達の過程や健康や体力、体力づくりとの関係を理解するための基礎的科目。

2) 専門分野

2・3 年次では、1・2 年次で受講した「専門基礎分野科目」のより発展した内容を修得する「専門分野」の科目として以下の科目を配置する。

① 「身体スポーツ文化論」(2 単位)

スポーツを文化として捉え、スポーツを取り巻く環境や、スポーツの意義、スポーツの発展を支えている社会など、スポーツをキーワードに関連する様々な文化論的知識を発展的に学び、考える能力を身につかせる科目。専門基礎分野における科目「健康スポーツ概論」・「スポーツ原理」・「スポーツ史」・「スポーツ社会学」・「スポーツ経営管理学」・「スポーツビジネス特論」の発展的科目として位置付けている。

② 「スポーツ解析演習」(2 単位)

運動時の人の動作解析やチームスポーツにおける戦術分析など、バイオメカニクス的手法あるいは画像解析手法などを用いた解析を中心にスポーツを科学的に分析、評価する手法を学修し、修得させる科目。専門基礎分野における科目「バイオメカニクス」・「スポーツ運動学」の発展的科目として位置付けている。

③ 「運動処方演習」(2 単位)

生活習慣病予防における身体活動・運動の必要性とその期待できる効果について学び、性・年齢などの諸条件を考慮した安全にかつ効果的な運動プログラムの立案を修得し、また体力測定及び身体組成測定と評価に関する実習を行い、体力測定全般にわたる測定と評価が実施できる能力を修得させる科目。専門基礎分野における科目「運動処方論」・「体力測定評価」・「スポーツ医学」・「スポーツ生理学」・「人体機能解剖学」の発展的科目として位置付けている。

④ 「トレーニングプログラム演習」(2 単位)

筋力トレーニングやパワートレーニング、スピードトレーニング、有酸素性・無酸素性持久力トレーニングなどの各種トレーニング方法を理解し、実践や、パーソナルトレーニングの基礎としてのストレングストレーニングとコンディショニングに関連したプログラムデザインが実際にできる能力を修得させる科目。専門基礎分野における科目「トレーニング論」の発展的科目として位置付けている。

⑤ 「レクリエーション演習」(2単位)

軽スポーツをはじめ運動ゲームを中心としたレクリエーションの実践と指導法、さらには介護予防にも用いられるボディワークの実践及び指導法を学修し修得させる科目。専門基礎分野における科目「レクリエーション概論」の発展的科目として位置付けている。

さらに、学校教育現場、地域社会において健康・運動・スポーツに関する様々な情報を専門的立場から提供できる能力を身に付けさせるため「専門分野」に、以下の科目を配置する。

① 「保健体育科教育法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」(各2単位)

中・高等学校学習指導要領に示された保健体育科の目標及び内容を理解し、保健体育科における基礎的な学習指導理論及び授業設計ができる能力を修得させる。また、保健体育科における学習評価の考え方を理解し模擬授業の中で実践できる能力を修得させる。さらには、保健体育科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、その学習内容の背景となる学問領域と関連させることにより、授業計画の実践・評価・改善が行える能力を修得させる科目。

② 「生涯学習概論Ⅱ」(2単位)・「生涯学習支援論Ⅱ」(2単位)・「社会教育経営論Ⅱ」(2単位)

生涯学習や社会教育の本質についてさらに理解を深め、社会教育指導者と地域社会教育関連団体・NPOとの共同・協働の在り方や生涯学習社会における地域の学習者、学校・家庭・地域等における学習活動との往還、成長・自立に果たす学修の意義について理解し、地域の学習者に対する支援の教育理論・方法について理解を深めつつ、地域の抱える課題を見出し、探究して解決できるための方策を見出す能力を身に付けさせるための科目。これらの科目は、それぞれ専門基礎分野における「生涯学習概論Ⅰ」・「生涯学習支援論Ⅰ」・「社会教育経営論Ⅰ」の発展的科目として位置付けている。

③ 「労働法規Ⅰ」(2単位)・「労働法規Ⅱ(労働と環境)」(2単位)

労働衛生の保持増進に必要な基礎的知識と理解を深め、衛生管理者としての心構えや基礎的知識、職務を学修するとともに労働基準法や労働安全衛生法の趣旨・ねらいを理解し、実際の労働現場の事故対策・疾病の予防を含めたリスクマネジメントの基礎的理解と実践的能力を修得させる科目。

3) 専門演習・実習分野

専門演習・実習分野では、「専門基礎分野」「専門分野」における講義、実技(実習)系授業で得た知識や技能をより実践的に修得するため、以下の科目

を配置する。

① 「スポーツ科学演習 A、B、C、D」(各 2 単位)

「専門基礎分野」「専門分野」で学んだ領域の学問を文献研究や実験、演習をもってより発展的かつ探究的に学修し、学生が自ら学修のテーマを見つけ探究的学修のベースとなる思考や実験手法・技術を修得させる科目であり、以下の 4 つの学問領域に分けて行う。

「スポーツ科学演習 A」(専門基礎分野の「スポーツ原理」、「スポーツ社会学」、「スポーツ経営管理学」、「スポーツ史」、専門分野の「身体スポーツ文化論」の発展的科目)

「スポーツ科学演習 B」(専門基礎分野の「バイオメカニクス」、「スポーツ運動学」、「トレーニング論」、専門分野の「スポーツ解析演習」、「トレーニングプログラム演習」の発展的科目)

「スポーツ科学演習 C」(専門基礎分野の「スポーツ生理学」、「運動処方論」、「人体機能解剖学」、「体力測定評価」、専門分野の「運動処方演習」の発展的科目)

「スポーツ科学演習 D」(専門基礎分野の「生涯学習概論Ⅰ」「生涯学習支援論Ⅰ」「社会教育経営論Ⅰ」、専門分野の「生涯学習概論Ⅱ」、「生涯学習支援論Ⅱ」、「社会教育経営論Ⅱ」の発展的科目)

② 「スポーツ実技指導演習 A、B、C、D」(各 2 単位)

スポーツ実技で身に付けた知識や技能を基に、健康運動指導現場からスポーツ指導現場、さらには学校教育現場において、幅広い年代層を対象とした実技指導を行うために必要な専門的な競技種目の知識の理解と指導対象者を観る観察力、そして指導者として必要なコミュニケーション力といった、実技指導に必要なスキル及び実践力を修得させる科目。

③ 「障がい者スポーツ演習」(2 単位)

障がい者スポーツに関わる人材として必要な福祉施策の現況の理解や障がい者スポーツの実際について学修するとともに、障がい者のスポーツ現場における指導者の役割や組織について理解し、実際の現場における体験を通じて障がい者スポーツ指導者としての能力を修得させる科目。

④ 「介護予防運動演習」(2 単位)

介護予防のための運動を指導できる人材として必要な介護予防の背景やあり方、そして高齢者の身体状況や運動能力などについて学修し、介護予防のための運動プログラムの作成及び運動指導が行える能力を修得させる科目。

⑤ 「エクササイズ指導実技」(2単位)

健康の保持・増進、体力の向上や疾病予防を目的とした日常的に行う代表的な運動やレジスタンス運動について理解し、それらの指導方法を学び、多くの人が安全で効果的に健康づくりができるよう有効なプログラムを作成できる能力を修得させる科目。

⑥ 「健康運動指導実習」(1単位)

健康運動指導の現場において多岐にわたる対象者への指導方法の実際や対象者に対する指導者の役割、さらには対象者とのコミュニケーションの取り方など、健康づくり運動の実際の状況を把握し、経験を積むため、学外の運動指導施設あるいは健康産業施設等において現場研修を行わせる科目。

⑦ 「エクササイズ指導実習」(1単位)

学外の運動指導施設ないし学内の運動施設に対象者を招き、施設の運営や管理、実際のクライアントとの面談、評価、プログラム計画の作成及び計画に基づいたエクササイズ指導の現場実習を行い、これらを実践する能力を修得させる科目。

⑧ 「社会教育実習A」(1単位)・「社会教育実習B」(3単位)

社会教育士資格取得に必要な地域行政あるいは社会スポーツ団体におけるスポーツ行政や健康、スポーツに関するイベントの企画や運営、実施など幅広い分野の実践に関わり、経験することによりそれら団体における運営のあり方や実践方法などを身に付けるための科目。

4) 専門総合分野

専門総合分野では、4年間の学修のまとめとしての位置づけとし、これまで健康・スポーツに関する文献や資料分析、調査や実験、分析手法など修得してきた能力を横断的かつ総合的に駆使し、自らが立てた課題を解決させる科目として以下の科目を配置する。

① 「健康スポーツ学総合演習Ⅰ、Ⅱ」(各2単位)

これまでに学修した健康・スポーツに関する理論、専門知識や運動指導の能力をより発展、醸成させ、将来中・高等学校保健体育教員やメディカル・フィットネストレーナ、健康・体力づくり、あるいはスポーツ行政・地域づくりを支援していく人材として活躍できるよう各専門科目を横断的かつ統合的に学修していく科目。

② 「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」 (各2単位)

4年間の集大成として、今までに修得した健康・スポーツの理論や専門知識を基に自ら課題を見つけ、課題解決のための情報収集、または調査・実験・分析・考察を行い、研究論文を作成する科目。

[4] 教職に関する科目

教職に関する科目を発展的に学修できるよう、自由科目として1年次から4年次までに段階的に配置し、人間と教育の概念や理論と学校教育の意義や制度の理解とともに、学校教育における教育課程や教育方法、指導法に関する知識と技能を修得できる科目として以下の科目を配置する。

・1年次配当科目

「教育原理」(1単位)・「教職概論」(2単位)

・2年次配当科目

「特別支援教育論」(1単位)・「教育課程論」(2単位)・「道徳教育理論・指導法」(2単位)・「教育方法論」(2単位)・「教育制度論」(2単位)・「学校教育心理学」(2単位)・「生徒指導論」(1単位)

・3年次配当科目

「特別活動の指導法」(2単位)・「進路指導・キャリア教育論」(1単位)・「総合的な学修の時間の指導法」(1単位)・「教育相談」(1単位)

・4年次配当科目

「教職実践演習(中・高)」(2単位)・「教育実習事前事後指導」(1単位)・「教育実習Ⅰ(高のみ)」(2単位)・「教育実習Ⅱ(中・高)」(4単位)

【別紙資料10】「健康スポーツ学部 教育体系図」

【別紙資料11】「健康スポーツ学部 カリキュラムツリー、各資格に対応した教育課程編成図」

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方・特色

健康スポーツ学部では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「スポーツ科学分野」として、教育課程の編成においては、健康スポーツ学部の教育研究上の目的や養成する人材の趣旨を実現するために必要となる授業科目を配置している。このことから、スポーツ科学分野における主要な授業科目を中心に、当該学問分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授6人、准教授1人、講師3人、助教2人、合計12人を配置する。

なお、専任教員の配置に当たっては、博士号等の学位の保有状況をはじめ、それぞれの専門分野における教育実績や研究業績、実務経験などと、職位及び担当予定の授業科目との適合性について、十分な検討の基に配置している。

(2) 専任教員配置の計画と特色及び年齢構成

本学部の専任教員は12人で構成する。今般就任する専任教員は、現場での実務経験が豊かな教員を配置し、表のとおり博士号取得者も十分配置しており、本学科の教育・研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障がない教員組織の編成となるように配慮している。

また、専任教員の職位及び年齢構成も、完成年度における平均年齢は54歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。

本大学の定年は満64歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者で、当該年度の4月1日において満70歳以上とならない者を採用することができる。本学科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

《表1》職位及び博士号取得者、年齢構成表【開設年度(4月1日)時点】

(単位：人)

職 階	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満
教 授	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (1)	1 (1)
准教授	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
講 師	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
助 教	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1 (1)	0 (0)	6 (2)	3 (1)	2 (1)

※ () 内は、博士号取得者数

＜表 2＞職位及び博士号取得者、年齢構成表【完成年度(年度末)時点】

(単位：人)

職 階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満
教 授	0 (0)	0 (0)	4 (2)	2 (2)
准教授	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
講 師	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
助 教	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計	1 (1)	2 (0)	6 (2)	3 (2)

※ () 内は、博士号取得者数

【別紙資料 12】「広島国際大学 就業規則」

【別紙資料 13】「任用規定」

【別紙資料 14】「特任教員規定」

(3) 専任教員の育成方針、研究体制

新たに学部組織を設置することから、開設年度から完成年度までの間に、学部としての教育研究体制の確固たる基盤を構築するとともに、教育研究の継続性の観点から、完成年度までの 4 年間で就任予定の中堅及び若手教員の育成期間として位置付けることとしている。

具体的には、教育面においては、教育を行う教員の資質の維持向上に向けての組織的な対応として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行うこととしている。特に、専門分野における教育実績を有した教員による中堅及び若手教員を対象とした教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業技術や教材開発等の教育方法に関する研修会を実施することとしている。

研究面においては、就任後、専門分野における研究業績を有した教員のもとで、研究活動等に豊富に接することで、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長を図るとともに、個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための「研究の種」を培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度を整備している。学内特別研究助成制度は、「若手研究者科研費申請支援タイプ」と「研究課題醸成タイプ」があり、特に「若手研究者科研費申請支援タイプ」は、若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とした制度としている。

今後も、学内特別研究助成制度における支援範囲・対象の拡充・強化を図るとともに、新たな制度や諸規定等の整備について検討することとしている。

【別紙資料 15】「学内特別研究助成制度の概要」

(4) 完成年度後の教員組織構想

本学部の教員組織の編成においては、既に定年に達している者 2 人を配置することから、完成年度以後の教員組織構想としては、開設後 4 年間の中堅及び若手教員の育成状況を踏まえた新規採用など、教員組織に関する中期的な人事計画を策定することとしている。

また、定年年齢を超えた教員の任期満了に伴う教員採用については、他の大学等の現役教員や現在、大学院の修士課程や博士課程に在学している者を対象として広く候補者を募ることとし、本大学の教員選考基準等で定める審査基準に基づいて、厳格なる審査を経て採用することとしている。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学部では、1年次より「スタンダード科目、オプション科目」と「専門教育科目」を配置し、専門職業人を目指す学科として、早期から意識・素養を育むよう教育を行う。

カリキュラム編成は、演習・実習へ向けて、体系的・段階的に学修を進められるよう配置している。1・2年次は、専門教育科目のうち「専門基礎分野」の科目を中心に行う。2・3年次では、専門教育科目のうち「専門分野」「専門演習・実習分野」の科目を中心に講義と演習・実習を行い、4年次の総合演習へと進めていく。

「卒業研究」では、健康・スポーツに関する課題を科学的な視点で研究ができることを目標に実施する。

[1] 授業の内容に応じた授業の方法

本学部における授業方法は、知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技術の修得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採ることとしている。また、理論的知識や能力を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実習形式による授業形態を採ることとする。

[2] 授業方法に適した学生数の設定

授業方法に適した学生数の設定については、授業科目ごとの授業形態に則った教育目的を効果的かつ確実に達成するために、講義形式は70人、演習・実習形式は教育効果的に支障のない教員一人当たりの学生数を40人程度とし、これを超えた場合は2クラス編成とし、教育効果が低下しないよう配慮する。スポーツ実技A、B、C及びスポーツ実技指導演習A、B、Cについては受講者が多い場合は、受講者の希望に応えるため約40人を上限とし、クラスを分けてローテーションして行う。スポーツ実技D及びスポーツ実技指導演習Dについては、専任教員に加え、外部インストラクターのサポートを受けて実施するため1クラス最大70人を上限として実施する。

その他の科目についても、受講者が40人を超える場合は以下のとおりの方法で実施する。

スポーツ解析演習、運動処方演習については、オムニバス形式での実施のため班編成を行い各教員がローテーションして授業を行う。トレーニングプログラム演習、レクリエーション演習、障がい者スポーツ演習、介護予防運動演習、エクササイズ指導実技については、2クラス編成にして実施する。スポーツ科学演習

A、B、C、Dについては、卒業研究に繋がるゼミ形式の授業として位置付けているため、担当教員 8 人でクラス分けを行い、1 クラスあたり最大 10 人程度で実施する。

[3] 配当年次の設定

配当年次は、基礎から基幹へと体系的な学修が可能となるようにするとともに、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度の制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないように配慮したうえで、講義・実技科目から演習科目、演習科目から実習科目へと発展させる配当としている。

[4] 履修科目の登録上限

単位制度の実質化の観点を踏まえたうえで、学生の主体的な学修を促し、教室における学修と教室外の学修を合わせた充実した授業を展開することにより学修効果を高める。そのため、1年間の履修単位数の上限（CAP制）は、48単位以内とする。

[5] 厳格なる成績評価

卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における到達目標やその目標を達成するための授業の内容、計画等を明示したうえで、客観的な成績評価基準を提示し、これに基づき厳格な成績評価を行う。方法として、GPA 制度を導入する。

[6] 長期にわたる教育課程の履修

本大学では、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することができる「長期履修制度」を設けているが、本学部においては導入しない。

(2) 履修指導方法

履修指導は、入学時オリエンテーションによる学科全体での指導と、その後に開かれるチュートリアルにおける小グループでの指導で行うとともに、学期ごとに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、チュートリアル担当教員等がアカデミック・アドバイザーとなり、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行う教職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制

を整備する。上限単位数以内での履修や十分な指導を行って、GPA 制度を導入し、教育の質の改善につなげる。

また、専門教育科目では、健康スポーツ学の学問体系と学修段階に即した授業科目を配置しており、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえた上で、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを提示する。

【健康スポーツ学部健康スポーツ学科における履修モデル】

① 健康・トレーニング系履修モデル（自然科学系）

「人々の健康の維持・増進、体力向上のための活動を展開し、地域における健康・運動・トレーニング指導の核としての役割を担うなど健康・運動実践の活動を通して社会に貢献する人材を養成するモデル」

健康・スポーツに関する基礎科目（「健康スポーツ概論」「スポーツ経営管理学」「スポーツ社会学」「スポーツ生理学」「人体機能解剖学」）を必修科目として履修した後、健康・運動・トレーニング指導に関する専門科目（「体力測定評価」「運動処方論」「運動処方演習」）等を選択科目として修得する。

主な卒業後の進路は、民間スポーツクラブやフィットネスクラブなどの会員制スポーツクラブ及び、病院や健康増進施設において、幅広い世代の人々に対して、個々人の興味と関心や競技レベルに応じた様々なスポーツ活動や運動を提供する指導者やサポートスタッフとして活躍することが想定される。

また、健康・運動・スポーツに関する学びを活かしスポーツ関連企業やヘルスケア関連企業での活躍や、健康・スポーツ系大学院への進学が想定される。

② 社会・スポーツ教育系履修モデル（人文社会学系）

「学校における生徒の健全育成・健康のための活動、あるいは地域づくりに向けた活動を展開し、学校と地域におけるスポーツの担い手としての役割を果たすなどスポーツ教育を通じて社会に貢献する人材を養成するモデル」

健康スポーツに関する基礎科目（「健康スポーツ概論」「スポーツ経営管理学」「スポーツ社会学」「スポーツ生理学」「人体機能解剖学」）を必修科目として履修した後、学校や地域におけるスポーツ教育に関する専門科目（「身体スポーツ文化論」「生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ」「生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ」）等を選択科目として修得する。

主な卒業後の進路は、地域の生涯学習センターなどの社会教育施設において、人づくりや地域づくりの中核的な役割を担う活動や、中学校や高等学校などの教育機関における保健体育教員、体力の向上と健康の増進に向けた効果的な運動部活動を実践する指導員やサポートスタッフとして活躍することが想定される。また、健康・スポーツ系大学院への進学が想定される。

【別紙資料 16】「健康スポーツ学部 教育課程及び履修モデル」

(3) 卒業要件

卒業要件は、本大学に4年以上在学し、所定の授業科目について、下表の合計単位以上を修得するよう履修指導を行うことにより、「学士（健康スポーツ学）」の称号を与えることとする。

なお、一部の科目において先修科目を設定しており、学生の学修進度に配慮しながら、体系的に理解できるよう履修指導を行う。

《表》健康スポーツ学部 卒業要件

学部・学科名	スタンダード 科目	オプション科目		専門教育科目		その他	合計
	必修 科目	必修 科目	選択 科目	必修 科目	選択必修 科目	選択 科目	
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	15 単位	4 単位	14 単位	28 単位	57 単位	6 単位	124 単位

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・運動場の整備計画

本大学は、広島県内に2キャンパスを有しており、東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 m²、呉キャンパス 71,373.85 m²であり、本大学全体では 409,746.83 m²（その他面積含む）となり大学設置基準を大きく上回っている。

本学が設置される東広島キャンパスの運動場及び体育施設については、運動用地が 173,172.11 m²あり、多目的グラウンド、野球場、サッカー場、テニスコート4面、体育館、第1練習場（柔道場）、第2練習場（剣道場 兼 空手道場）、弓道場を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは1号館1階食堂、2号館1階食堂、2階コミュニティールーム、8階自習室を整備するとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

なお、健康スポーツ学部の設置に伴い、ナイター照明を備えた全天候型の陸上競技場（インフィールド：サッカー場[人工芝]）を新設する。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 57,482.96 m²、呉キャンパス 55,024.08 m²であり、本大学全体では 117,137.07 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。

今般設置する健康スポーツ学部は、東広島キャンパスに置き、本学部の設置に伴い、新たに「健康増進センター（仮称）」を新築し、健康スポーツについて体系的に学修できる環境を整える。新設する健康増進センター（仮称）内に専用施設として整備する「スポーツ実習室1・2」「トレーニングルーム1・2」「スポーツ動作解析生理学実習室」等を中心に教育を行う。

また、専用の施設として、ゼミ室、専任教員の研究室を備えると共に、他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、教員と学生とのコミュニケーションが図れるよう整備している。学生と教員との関係が密接となり、自主学修や卒業研究に対する教員のアドバイスが容易となり、チュートリアルから卒業研究（1年次から4年次）までの学生が配属になったゼミ室として使用するほか、オフィスアワーや個別指導の場としても利用される。

本学部の専用施設である「スポーツ動作解析生理学実習室」には、3次元解析

装置、多用途筋機能評価運動装置、ポータブルラブ・リサーチセット、運動負荷試験装置、呼気ガス分析器等を整備し「スポーツ解析演習」「運動処方演習」「スポーツ科学演習 B」「スポーツ科学演習 C」等の授業で行う、バイオメカニクス・動作解析学系及びスポーツ生理学・スポーツ医学系の解析手法や実験方法を実践的に学修することが可能な教育研究環境を整備する。

また、「トレーニングルーム 1」には、レジスタンストレーニングエリア、有酸素系エリア、ストレッチエリア、体力測定用機材を整備し、NSCA（Strength & Conditioning Association：全米ストレングス&コンディショニング協会）のガイドラインに従った施設・機器を整備する。さらに、「スポーツ実習室 I」には、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、器械運動、剣道等のスポーツ実技、スポーツ実技指導演習を行うために必要な備品を整備する。

なお、設備の整備計画については、これまで大学全体で使用してきた教具 3,026 点、校具 6,812 点、備品 9,838 点を有効的に転用するとともに、健康スポーツ学部の収容定員を踏まえた授業科目や授業形態を実施するために必要となる新たな設備として、教具 257 点、校具 85 点、備品 342 点を整備することとしている。

【別紙資料 17】「健康スポーツ学部 授業時間割表（案）」

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書の整備

新設の健康スポーツ学部健康スポーツ学科については、現在、約 1,400 冊程度の専門図書を有している。さらに開設時までに研究や学修に必要な図書約 400 冊を追加購入し、約 1,800 冊の専門図書を所蔵する予定である。

また、学術雑誌についても開設年度から、臨床スポーツ医学、ストレングス & コンディショニングジャーナル、保健の科学、体育の科学、コーチングクリニック、体育科教育、月刊社会教育、月刊トレーニングジャーナルなど、健康スポーツ学に関連する主要な雑誌を講読する計画である。

その他、医学関連図書を約 50,000 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

③ 施設の整備

本学部を設置する東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、医療福祉学部、総合リハビリテーション学部、心理学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 m²で、閲覧座席数 365 席、視聴覚ブース 11 箇所、学生用端末機 18 台を設置し、館内では有線 LAN、無線 LAN が使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 14 台を用意している。

図書館コンピュータシステムにより、全キャンパス図書館の蔵書検索、利用

状況問合せ、図書貸出予約などを可能としており、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、統合検索システム（Primo）を導入し、大学内（東広島キャンパス・呉キャンパス）からのアクセスであれば、本学が所蔵している図書の検索及び本学で契約している電子ジャーナル・データベース、学術協会等が公開している学術論文、各大学図書館等のリポジトリをキーワードのみで一括で検索でき、学術的に信頼性の高い情報へのアクセスと、学術情報資源を効率よく収集できる環境を整えている。

③ 他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの2館、呉キャンパスの計3箇所に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じOPAC（所蔵検索システム）上で、114万冊強の蔵書検索が瞬時にできる上、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で4、5日以内に借り受けできる体制となっている。

さらに、本学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）及びILL文献複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力を行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 受け入れる学生像（アドミッションポリシー）

少子化等による“大学全入時代”を迎えた今日、本大学は、入学から卒業までの間に、いかにして学生が持っている潜在能力を引き出して社会において認められる人材に伸ばさせていくかに着目し、教育を展開している。

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」においても、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般入学試験を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接による人物像の見極めも重要視する。その際、スポーツやスポーツ関連の活動に対する強い興味と関心を持ち、専門教育に対する学修意欲を有している者を受け入れることを基本としつつ、専門教育を受けるに相応しい基礎学力と適性能力を有している者を受け入れることとする。

健康スポーツ学部の具体的な受入方針は、以下のとおりとする。

【アドミッションポリシー（学生受入れの方針）】

健康・体育・スポーツに関する専門的な知識と技能の修得を目指し、社会の様々な環境において協調性と意欲を持って人と接することのできる人を歓迎します。

＜入学前に修得が望まれる知識・力＞

- 健康・スポーツについて興味・関心を持ち、意欲を持って取り組む姿勢。
- 積極的に他者と協力し、物事に関わる力。
- 基本的な読解力と表現力。

(2) 入学者選抜の実施計画

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとされている。入学者選抜の実施にあたっては、この趣旨に沿って、次のとおり実施する。なお、平成33年度入試以降については、「高大接続改革実行プラン」に基づく入試制度改革を実行する。

- ① 入学者選抜の多様化を図るため次の選抜方法を採用し、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。
 - ・アドミッション・オフィス入試
 - ・推薦入学選考

- ・一般入学試験
- ・センター試験利用入試
- ・社会人入学選考
- ・帰国生徒入学選考
- ・外国人留学生入学選考

- ② 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。
- ③ 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多
元化し、多面的な判定を行う。

(3) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

① アドミッション・オフィス入試

模擬講義の理解度テスト及び出身高等学校の調査書から学力を確認するとともに、面接により志望動機、入学意欲など目的意識等を重視する。また、課題作成、小論文から人物的な特性を多面的に評価し、総合的に合格判定を行う。

募集人員：7名

実施時期：10月

選考方法

選考項目	選考内容	配点・満点
模擬講義	1. 模擬講義（50分の講義を1時限実施する） 2. 理解度テスト（60分） 講義の理解度を筆記試験で判定する。	200点
面接 [個別面接]	人物評価・入学意欲・高等学校の調査書・エントリーシートなどを総合判定する。 ※個別面接とする。面接時間は、10分程度。	100点
合計点		300点満点

② 推薦入学選考

出身高等学校の調査書、推薦書や基礎素養検査などにより、本大学に入学するに相応しい基礎的能力を有するかを判定し、入学定員の50%を超えない範囲の入学者を選抜する。

募集人員：22名

実施時期：11月

選考方法

指定校推薦入学選考

選考項目	選考内容	配点・満点
志望理由書	本学を志望する理由を600字程度で記入し点数化	100点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を10倍し点数化	50点
合計点		150点満点

公募制推薦入学選考〈併願型〉

選考項目	選考内容	配点・満点
基礎素養検査	「英語」、「数学Ⅰ・A」、「国語」「物理基礎、化学基礎、生物基礎から2科目選択」の計4科目から1科目選択〈60分〉	100点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を10倍し点数化	50点

公募制推薦入学選考〈専願型〉

選考項目	選考内容	配点・満点
推薦書	スポーツ・文化活動・ボランティア活動、各種資格等を点数化	20点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を6倍し点数化	30点
基礎素養検査	「英語」、「数学Ⅰ・A」、「国語」「物理基礎、化学基礎、生物基礎から2科目選択」の計4科目から1科目選択〈60分〉	100点
面接 [個別面接]	人物評価・入学意欲・志望理由書などを総合判定する。 ※個別面接とする。面接時間は、20分程度。	50点
合計点		200点満点

③ 一般入学試験

複数の受験機会を設け、学力試験結果で合格判定を行う。学力試験の出題教科・科目については、本大学と該当学部の特徴、特性を十分に考慮して決定する。

募集人員：35名

実施時期：2月

選考方法

一般入試（手続期間長期型）

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 教科受験 ・ 各教科 100 点とする ・ 各 60 分間（マークゼス） 	300 点
2 限目	「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計 2 科目から 1 科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」の計 4 科目から 1 科目選択		

一般入試前期A日程

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 教科受験 ・ 各教科 100 点とする 1 限目、2 限目、3 限目の受験教科のうち、高得点教科を 2 教科選択し判定に使用する ・ 各 60 分間（マークゼス） 	200 点
2 限目	「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計 2 科目から 1 科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」の計 4 科目から 1 科目選択		

一般入試前期B日程

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計 3 科目から 1 科目選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 教科受験 ・ 各教科 100 点 ・ 各 60 分間（マークゼス） 	200 点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」、「日本史B」の計 5 科目から 1 科目選択		

一般入試前期C日程

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計3科目から1科目選択	<ul style="list-style-type: none"> ・2教科受験 ・各教科100点とする1時限目、2時限目の受験教科のうち、高得点教科を1.5倍し判定に使用する ・各60分間（マークセンス） 	250点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」、「日本史B」の計5科目から1科目選択		

一般入試前期（センタープラス方式）

選考内容		形態	満点
独自試験	一般入試前期A・B・C日程受験教科	高得点1教科：100点	300点
大学入試センター試験	国語（近代以降の文章）、地歴（全科目から1科目）、公民（全科目から1科目）、数学（全科目から1科目）、理科（全科目から1科目）、外国語（英語、リスニング含む）	高得点2教科2科目（地歴、公民からは1科目）	

④ センター試験利用入試

センター試験の結果を基に合格判定を行う。出題教科・科目については、該当学部の特徴、特性を十分に考慮して決定する。

募集人員：6名

実施時期：[前期]2月、[後期]：3月

選考方法

選考内容		形態	満点
大学入試センター試験	国語（近代以降の文章）、地歴（全科目から1科目）、公民（全科目から1科目）、数学（全科目から1科目）、理科（全科目から1科目）、外国語（英語、リスニング含む）	高得点2教科2科目（地歴、公民からは1科目）	200点

⑤ 社会人入学選考

社会人としての経験を有する者に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。社会人の定義は入学時に3年以上の社会人としての経験を有する者のうち、入学年の4月1日現在の年齢が満21歳以上である者とする。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11月、[後期]2月

選考方法：面接、書類審査

⑥ 帰国生徒入学選考

日本国籍を有し外国で学んだ者に対して、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11月、[後期]2月

選考方法：面接、書類審査

⑦ 外国人留学生入学選考

外国人留学生に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11月、[後期]2月

選考方法：面接、日本語記述、書類審査

選考基準：

- 1) 外国の学校教育における12年の課程を修了の者、及び2020年3月31日までに修了見込みの者。
- 2) 上記1)に準じる者で、18歳に達した者。
- 3) 上記1)に準じる能力を持つと本学において認めた者で、18歳に達した者。
- 4) 入学時の在留資格が原則として「留学」である者。ただし、入学時の在留資格が「留学」でない者は、本学における各種外国人留学生を対象とする優遇制度の対象から除外する。
- 5) 日本語能力試験「N2」以上に合格した者。または、同等の能力を持つと本学において認めた者。

(4) 選抜体制

入学者選抜においては、全ての受験生が公平に実施できるような受験環境を確保するとともに、入試実施に係る教職員に対する研修の実施など実施体制の充実を図り、全学一体的な連携体制を構築している。

入試問題の作成においては、入試問題の作成に係る委員会を設置し、入試問題作成マニュアルの整備、チェック体制の強化など防止策を策定し、ミスの防止と早期発見に努めている。

また、合否判定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立した上で点検・確認に万全を期すとともに、学長を中心とした合否判定会議を開催し、公平な合否判定業務を実施できる体制の確立に努めている。

9. 取得可能な資格

本学部において、取得可能な資格は、下表のとおりである。

①所定の授業科目を修得することで受験資格が取得できる資格

資格名	種別
NSCA-CPT (認定パーソナルトレーナー)	民間資格
NSCA-CSCS (認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト)	民間資格
JATI-ATI (日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者)	民間資格
健康運動指導士	民間資格
健康運動実践指導者	民間資格
介護予防運動トレーナー (メディカル・フィットネス協会認定)	民間資格

②所定の授業科目を修得することで取得することができる資格

資格名	種別
初級障がい者スポーツ指導員 (日本障がい者スポーツ協会認定)	民間資格
第一種衛生管理者	国家資格
社会教育士(養成課程)	国家資格
スポーツ指導者(日本スポーツ協会公認)	民間資格
スポーツプログラマー(日本スポーツ協会公認)	民間資格

③本学部の教育課程を履修することで資格取得が可能であるが、資格取得を修了要件とはしていない資格

資格名	種別
中学校教諭一種免許状(保健体育)	国家資格
高等学校教諭一種免許状(保健体育)	国家資格

上記の①、②については、卒業要件単位に含まれる科目のみで受験資格の取得が可能だが、受験資格取得が卒業要件の必須条件ではない。

10. 実習の具体的計画

(1) 実習の目的

本学部では、学校や社会教育施設、病院、民間のスポーツジム、スポーツ関連企業など幅広い分野で健康・運動・スポーツに関する知識や技術を提供できる人材を育成するため、学生が卒業するまでに修得すべき能力を以下のように定めている。

- 1) 健康・運動・スポーツの専門家としての使命感と責任感を持ち、ひとを思いやる豊かな人間性を身につけている。
- 2) 健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技能をもって、健常者・障害者の健康で豊かな生活に貢献できる。
- 3) 専門的知識や技能を発揮する場において、他者と協力し様々な問題をチームとして解決することができる。
- 4) 地域社会において健康・運動・スポーツに関する様々な情報を専門的立場から提供できる。
- 5) 研修や講習等を通じて、健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技術の向上に努めることができる。

上記のような能力を育成するために、健康スポーツ学科では、4つの学外実習が実施される。具体的には、①中学校・高等学校教員免許（保健体育）に関わる教育実習、②社会教育士に関わる社会教育実習、③健康運動指導士（健康・体力づくり事業団）に関わる健康運動指導実習、④NSCA（Strength & Conditioning Association：全米ストレングス&コンディショニング協会）－CPT（Certified Personal Trainer：認定パーソナルトレーナー）、CSCS（Certified Strength & Conditioning Specialist：認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト）に関わるエクササイズ指導実習である。これらの実習は、用意された2つの育成モデルコースから選択することによって受講することができる。

また、各実習では具体的に以下の能力の修得を目指す。

① 教育実習

実習校における担当指導教諭のもと、実際の教授－学習過程（中学校・高等学校）における実践的教育活動（保健体育）に参加することにより健康・運動・スポーツに関する指導能力を修得する。また、学校運営、学級指導、生徒指導、教育課程等学校の教育活動全般について体験、考察することで総合的な教育実践力を修得する。

② 社会教育実習

社会教育施設（市町村スポーツ関連施設を含む）で実施される研修支援や教育事業の基本的な機能を理解し、社会教育職員の具体的職務内容（野外活動プログラムの立案、施設の安全管理、利用者対応と施設整備の取り組み、社会教育

事業の企画・運営・体験活動の指導、各施設・関連機関との連絡協力とネットワーク作り等)の基本的技術を修得する。

③ 健康運動指導実習

健康運動を指導する専門的指導者として、健康づくりのために人体の構造と機能、健康と運動の関連性について基本的な知識や技術を現場で応用することで、様々なクライアントの健康づくり、体力づくりに対応できる指導能力を修得する。また、健康運動指導に携わる者としての役割を身に付け、職務意識や倫理観を養う。

④ エクササイズ指導実習

スポーツ選手のみならず、年齢や性別、トレーニング経験の有無を問わず幅広い層のクライアントに対して、目的に合ったトレーニング指導を行うため、トレーニングに関する医学的、運動生理学的な専門的知識と安全で効果的なトレーニングプログラムを計画・実行する技能を修得する。

(2) 実習先の確保の状況

必要な実習施設として、本大学から交通が便利な広島県内の実習先を中心として確保することにより、学生や教員の負担軽減を図ることとしている。

- ① 教育実習の実習先として、広島県教育委員会、広島市教育委員会、呉市教育委員会、東広島市教育委員会から実習受け入れの承諾を得ている。中学校 106 校、高等学校 91 校、中等教育学校 1 校を確保しており、健康スポーツ学部の入学定員 70 名に対して、合計 198 校の実習生受け入れの承諾を得ていることから、実習先の確保としては十分な状況にある。
- ② 社会教育実習の実習先として、東広島市の所管する社会教育施設 9 施設 34 人を確保し、実習受け入れの承諾を得ている。また、社会教育、青少年教育に関して効果的に実習を受けられる場所として希望者には青少年交流の家等から、社会教育実習 A については 3 施設 43 人、社会教育実習 B については 4 施設 45 人の受け入れの承諾を得ている。これらの実習先は本学から遠隔地にあるが、大学より宿泊費の補助を受けられるよう配慮している。
- ③ 健康運動指導実習の実習先として、健康運動指導士が在籍している施設 9 施設を確保し、112 人の実習受け入れの承諾を得ている。
- ④ エクササイズ指導実習の実習先として、東広島市のパーソナルトレーニングジムを 1 か所確保し、受け入れの承諾を得ている。また、学内においても対応できることから有資格の外部指導者 (NSCA 認定検定員 1 名に承諾を得ている) を招き入れ、実習を行うこととしている。

■ 実習施設の確保の状況

	入学定員	収容定員	実習施設承諾数（年間） （受け入れ可能人数）
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	70人	280人	健康運動指導実習 13施設（112人）
			エクササイズ指導実習 1施設（20人）
			社会教育実習A 13施設（77人） 社会教育実習B 13施設（79人）
			教育実習 198校

※エクササイズ指導実習については、上記の学外実習施設に加え、NSCA（Strength & Conditioning Association：全米ストレングス&コンディショニング協会）のガイドラインに従った施設・機器を学内に整備するため、学内施設に外部指導者（NSCA認定検定員1名に承諾を得ている）を招き入れ、実習を行うことにより、希望者全員の受け入れを可能とする。

【別紙資料 18】「健康スポーツ学部 実習施設一覧」

【別紙資料 19】「健康スポーツ学部 実習施設の使用承諾書」

（3）実習先との契約内容

実習にあたって、「実習の手引」を作成し、実習に先立って学生に、「対象者・クライアントの個人情報の保護に関する施設規則を遵守すること」「実習終了後においても実習で知り得た対象者の情報を決して漏洩しないこと」といった誓約書を実習先に提出させることとする。また、「インシデント・アクシデント報告書」を作成し、事故に至らないインシデントについても学生に報告を求めて将来の意識づけとする。

（4）実習水準の確保の方策

実習の目的を達成するために、事前に所定のカリキュラムを修得しておくことで、一定の実習水準を確保する。

① 教育実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（4年前期）に出席していること。
- ・教育実習は教職に関する科目〔教育実践演習（中・高）、教育実習事前事後

指導及び教育実習を除く]を修得しておくこと。

- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

② 社会教育実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（3年前期）に出席していること。
- ・社会教育士指定科目全てを修得していること。
- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

③ 健康運動指導実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（3年前期）に出席していること。
- ・健康運動指導士指定科目全てを修得しておくこと。
- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

④ エクササイズ指導実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（3年前期）に出席していること。
- ・NSCA-CSCS 指定科目全てを修得しておくこと。
- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

また、実習生に対しては、事前学習において、実習目的、到達目標、成績評価の基準や方法などについて、十分に理解させたいうえで実習に臨ませることにより、実習水準の確保を図ることとする。さらに、実習生の受入先に対しては、実習開始前に指導方針や指導内容等を記した「実習の手引」を作成し、配布することにより、実習教育に対する理解を得ることとしている。

そして、実習中に本大学教員による各実習施設への訪問を行い、本学科の実習内容と配属させる学生の適性要素の確認を行う。また、実習終了後に学生と個別に面談を行い、必要に応じて実習施設へ訪問し、問題点を伝え、実習施設側と学生側双方から実習水準が高められる体制になるよう調整を図る。

成績評価については、教育実習担当教員のもと、出席状況を含む実習態度、実習総括の内容、実習指導者の評価、実習事前・事後指導の評価、実習報告会の内容を併せて総合的に評価していく。

（5）実習先との連携体制

実習開始前に、本大学の实習担当教員と実習先の実習指導者で、実習の目的や到達の目標、実習の方法と内容、成績の評価などについて十分な打ち合わせを行い、実習先での指導体制を整えるとともに、実習期間中においても、各実習先を教員が訪問し、実習状況の確認や打ち合わせを行うこととする。

さらに、実習の開始前と終了後における定期的な情報交換や意見交換を行うとともに、各実習施設との間で、日常的な連絡・調整による緊密な連携体制をとることにより、円滑な意思の疎通を図ることができるよう努めることとする。

(6) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

学生の実習に際して、事前準備として、本大学において次のとおり体制を整えている。

学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年1回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。また、入学時に学生教育研究災害障害保険及び学生教育研究賠償責任保険へ全員加入している。さらに、感染予防対策として、事前指導時において予防接種等の必要性について理解させる。

また、実習施設においてノロウイルス感染やインフルエンザの流行などによる実習の計画変更に対しては、実習施設との個別対応によって実習時期等を変更するよう配慮する。

(7) 事前・事後における指導計画

教育実習においては、事前・事後指導に関する授業科目を配置しており、事前指導では、実習目的や到達目標、実習中の留意事項などについて十分に理解させることとし、事後指導では、実習報告会の実施や実習報告書の作成などを通じて、実習内容の整理をさせることとする。

社会教育実習、健康運動指導実習、エクササイズ指導実習においては、実習計画を立てる準備として、実習計画に関する実習先施設担当者等と意見交換を行い、当該年度の概要説明を行う。

学生に対しては、各実習前に実習担当教員と学生による実習前オリエンテーションを実施する。実習前オリエンテーションでは、実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、挨拶、実習中に知りえた情報や守秘義務やSNSの利用に関する留意事項などの諸注意を行う。

実習終了後は、実習担当教員と学生との間で反省会を持ち、学生に対してフィードバックを行う。

事前指導として、主に以下の指導を行う（教育実習・社会教育実習・健康運動指導実習・エクササイズ指導実習ともに共通）。

- ・実習の意義と目的を理解させる。
- ・実習先の概要を理解させる。
- ・各自の実習課題を明確にさせる。
- ・実習の内容について理解させる。
- ・実習日誌記載の意義と方法について理解させる。
- ・学習指導案作成の意義と方法について理解させる。
- ・服装や言葉づかい、礼儀などを理解させる。
- ・個人情報保護などの留意事項を確認させる。

事後指導として、主に以下の指導を行う（教育実習・社会教育実習・健康運動

指導実習・エクササイズ指導実習ともに共通)。

- ・実習課題への取り組みの報告会を実施し、成果と課題について検証する。
- ・実習時に起きたトラブルや注意された事を報告する。
- ・今後の課題を考えさせる。
- ・実習先での体験と学びを文章にまとめさせる。
- ・実習施設への礼状を作成する。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

全専任教員（教授・准教授・講師・助教）を実習施設への巡回指導教員として配置し、巡回指導担当教員が学生の実習時における進捗確認及び緊急対応など、実習先学校並びに実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。

巡回指導については、実習先学校並びに実習施設と事前相談によって決定し学生の実習期間中に原則として1回の訪問指導を行う。また、学生の学修進捗状況によって、必要に応じ複数回の訪問を行っていく。

また、広島県内の実習施設を中心に実習を行う計画であるが、学生の出身地や将来進みたい専門領域に一致する実習施設等を考慮しながら、遠隔地での実習施設に配置することもある。

なお、実習施設が遠隔地であっても、広島県内での実習と同様に巡回指導は原則として1回以上行い、立地に関わらず実習状況に応じて訪問回数を増やすなど、万全の体制で指導していく。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設では、実習に関わる職業分野における高い識見及び実務経験を有し、十分な実習指導経験を持つ指導者が学生指導に当たっている。そのため、各実習施設における指導者の配置計画は、それぞれの実習施設の環境や体制に従い実施していただくよう依頼する。実習先や実習生との連携に関しては、巡回指導担当教員が現地実習指導者や実習生と密に連絡を取り合うことで、不測の事態に対応する。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

実習における成績評価については、実習評価基準に基づいて、実習指導者が実習期間における学生の実習状況を評価し、評価点が算出される。そして、実習施設における実習指導者の評価及び出欠状況を含む実習態度、実習記録、実習総括の内容から、実習目標の到達度合に照らしながら、それぞれの実習担当教員が総合的に判断したうえで、単位の認定を行うこととする。

評価基準については、評価ポイント、評価内容、評価項目等を定め、「実習の手引き」に記載する。

【別紙資料 20】「健康スポーツ学部 学外実習計画【概要】」

1 1. 管理運営

(1) 学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、8 学部（保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理学部、看護学部、薬学部、医療栄養学部）を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に共通する重要事項を審議する「広島国際大学学部長会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会」「広島国際大学医療福祉学部教授会」「広島国際大学医療経営学部教授会」「広島国際大学心理学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」「広島国際大学医療栄養学部教授会」を設けている。

各会議における審議事項等は次のとおり。

(2) 学部長会議

「広島国際大学学則」第7条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「学部長会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年12回（程度）開催している。

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」については、健康スポーツ学部の学部長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構成（学部長会議規定第2条）〕

会議は、つぎの者をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 学部長
- ④ 研究科長
- ⑤ 教務部長
- ⑥ 学生部長
- ⑦ 学長室長
- ⑧ 入試センター長
- ⑨ 図書館長
- ⑩ 情報センター長
- ⑪ キャリアセンター長
- ⑫ 国際交流センター長
- ⑬ 研究支援・社会連携センター長
- ⑭ 研究支援・社会連携センター部長
- ⑮ 専攻科長

〔審議事項（学部長会議規定第 3 条）〕

学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- ① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関する事
- ② 帰国生徒、外国人留学生及び特別履修生の入学に係る基本方針に関する事
- ③ 年間行事予定に関する事
- ④ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関する事
- ⑤ 教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関する事
- ⑥ 学則及び重要な教学にかかる規定に関する事
- ⑦ 教育組織の新設及び改廃に関する事
- ⑧ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ⑨ 教員の留学に関する事
- ⑩ 理事会に付議する案件（教員の任免を除く）に関する事
- ⑪ 学長が諮問した事項に関する事
- ⑫ その他管理運営上の重要な事項に関する事

〔報告事項（学部長会議規定第 4 条）〕

学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ① 大学にかかる理事会決定事項に関する事
- ② 教授会及び各委員会で審議した事項に関する事

【別紙資料 21】「広島国際大学学部長会議規定」

（3）教授会

「広島国際大学学則」第 8 条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」については、「広島国際大学健康スポーツ学部教授会」にて、当該学部に関する重要事項の審議を行う。

〔構成（学部教授会規定第 2 条）〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

- ① 学部長
- ② 学部教授
- ③ 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各 1 人の准教授を加えることができる

〔審議事項（学部教授会規定第3条）〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関する事
- ② 学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事
- ③ 単位の認定及び学業評価に関する事
- ④ 学生の留学に関する事
- ⑤ 学生の転学部・転学科に関する事
- ⑥ 授業時間割の編成に関する事
- ⑦ 授業担当者の決定に関する事
- ⑧ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生及び帰国学生の入学に関する事
- ⑨ 大学の年間行事予定及び授業計画、その他大学及び学部の教育方針に関する事
- ⑩ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ⑪ 教員の留学に関する事
- ⑫ その他学長または学部長が諮問した事項に関する事

〔報告事項（学部教授会規定第4条）〕

学部長は、教授会に学部長会議及び各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

- ① 学部長会議で決定した学部に関する事
- ② 教員の人事に関する事
- ③ 入学試験の判定基準及び要綱に関する事
- ④ 学生の表彰及び懲戒に関する事
- ⑤ その他各委員会で審議した学部に関する事

【別紙資料 22】「広島国際大学健康スポーツ学部教授会規定（案）」

（4）学部における教育・管理運営体制

〔1〕学部長・学科長の選出及び掌理内容

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部には所属する職員を指揮監督する長として、各学部に配する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

[2]管理運営体制の整備

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」においては、既設の学部学科と同様、学部長及び学科長の管理運営の下に、本学部学科の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本学部を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等に係る運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費等を計上する。

【別紙資料 23】「広島国際大学学位規定（案）」

【別紙資料 24】「広島国際大学教員選考基準」

(5) 事務体制

今般設置する「健康スポーツ学部 健康スポーツ学科」は、大学本部を置く東広島キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・教務部・学生部・入試センター・キャリアセンター・国際交流センター・研究支援・社会連携センター・図書館・情報センターと学部事務室が連携して対応する。

12. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成10年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成14年度及び平成15年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学自己点検・評価報告書」を作成した。続いて、平成17年度及び平成18年度に「広島国際大学自己評価報告書」を作成した。さらに平成19年度から平成20年度において実施した自己点検を基に作成した「広島国際大学自己評価報告書」については、公益財団法人日本高等教育評価機構による平成20年度大学機関別認証評価により大学評価基準を満たしていると認定された。

平成25年度には、大学機関別認証評価受審以降の平成21年4月から平成25年7月までの自己点検を行い、「平成25年度 自己点検・評価報告書〔平成21年4月～平成25年7月〕」を作成し、大学ホームページに掲載し、公表した。また、平成26年度に平成25年4月～平成26年3月、平成26年4月～平成27年3月の自己点検を行い、それぞれの自己点検・評価報告書を作成した。

平成27年度には大学機関別認証評価を受審し、平成28年3月8日付で大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。

平成30年度には自己点検を行い、自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページに掲載し、公表した。

今後については、定期的に自己点検を行い、本大学の教育と研究の水準を維持し、さらなる質的向上のため、自己点検・評価を行い、その結果を報告書及び大学ホームページにて公表していく。

また、本大学では平成24年度に大学の中・長期目標を定め、平成25年度からの中期行動計画を策定した。平成30年度からは第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022年度）を策定している。

設定した目標・計画が着実に達成できているか定期的に点検・評価・改善する仕組みを構築し、各部門の年度目標・計画に対する達成状況を検証することで次年度の取り組みを改善している。計画の必要性・効率性・有効性等を数値目標等の客観的な指標を用いて点検・評価することで本大学の目的達成にまい進することとしている。

（1）実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、大学院研究科長、学部長等28名で構成している。より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映

し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成17年度から結成している。また、平成18年度からは、本ワーキンググループ内に教育系・事務系の作業チームを導入し、これを企画調整部門が調整していく体制に進展させている。平成19年度からは「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、自己点検・評価体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成19年度には公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程で課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。平成20年度には本ワーキンググループを中心に、自己評価報告書を作成し、大学機関別認証評価を受審した。

平成25年度からは、「自己評価委員会」と「自己評価報告書作成ワーキンググループ」が連携を図り、自己点検・評価を行い、その結果を報告書としてまとめることで、改善に結びつけている。今後も、定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へと繋げ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく計画である。

(2) 実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成することとしており、この理念を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、次の3つのところを指針として教育・研究にあたっている。

①慈愛のこころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

②探求のこころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

③調和のこころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえて共に力を合わせてまとめ上げていく。

(3) 審議状況と今後の方針

「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」を中心として、平成27年度には「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社

会的責務」の評価基準に基づき、自己評価報告書を作成し認証評価を受審した。その結果を踏まえ、大学の教育・研究を更に改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

認証評価結果の中で、教育支援のための「総合教育研究機構(現 総合教育センター)」、研究支援のための「研究開発推進機構(現 研究支援・社会連携センター)」及び国際交流を促進し学生の外国語能力を高めるための「国際交流センター」を設置し、学部・学科を越える形での教育・研究支援体制について、高い評価を得ている。今日のグローバル人材の育成、地域社会との共生による発展を目指す、知の拠点としての大学の取り組みを進め、本大学の教育・研究・社会貢献の充実に向けて、今後もさらなる改善・改革を進めていく。

また、より適切な教育研究支援のため、計画的に事務組織の再編及び組織の強化を図っており、「学生意識・動向調査」「新入生アンケート」「在学生満足度アンケート」「卒業生満足度アンケート」などを通じて学生の意見を聴取することも高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を続けていく。

(4) 外部評価・第三者評価の実施

平成27年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。この評価の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。また、本大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻における専門職大学院の認証評価については、平成28年度に日本臨床心理士資格認定協会により、専門職大学院認証評価を受審し適合している旨、評価を得た。平成34年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審する予定である。

今後も引き続き、全学的な「自己点検・評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、学内外において広く指導を仰いでいく予定である。

(5) 自己点検・評価結果の公表と結果の活用

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント(FD)活動(教員の資質の維持向上)に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてFD活動の運営を続けてきたが、教員の更なる教育力向上が求められる状況から、FD推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学FD委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構(現 総合教育センター)」を、科学研究費補助金への申請の強化及び、外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推

進機構（現 研究支援・社会連携センター）」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。平成20年度には大学改革を推進するために「広島国際大学改革委員会」を設置し、さらに平成23年度には、地域連携、社会連携の推進の必要性から「社会学連携推進機構（現 研究支援・社会連携センター）」を設置した。また、平成30年度からは大学運営会議やリーダー会議を諮問機関とする大学改革推進体制を発足させた。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己評価報告書作成ワーキンググループ」において検討を重ねた結果、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

13. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。今後も以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

(1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

(2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

[1] 「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「大学・入試情報集」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次提供している。

[2] ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設し、平成24年4月に中国語版を追加した。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院

学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや公的機関、他大学、高等学校等との連携事業等を紹介している。

平成18年5月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指すSEO(検索エンジン最適化)対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。

さらに、平成24年4月には、多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、全面リニューアルを行った。情報が希薄であった部分を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことで、以前にも増して使い勝手のよいホームページとした。また、CMS(Content Management System)を全ページに導入することで、タイムリーな情報発信を可能とした。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/32381.html>

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>教育に関する基本方針)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/resercher/index.html>

(ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>アドミッションポリシー)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/data.html>

(ホーム>就職・キャリア支援>就職データ・資格一覧)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://syllabus-pub.jp/hirokoku-u/>

(ホーム>在学生の方へ>学業>シラバスの利用>電子シラバスのページ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html>

(ホーム>在学生の方>学業>時間割・履修情報)

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する
こと

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/20180425_daigakuinngakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学大学院学則)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/kyoiku_katei.html

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育課程・シラバスについて>各学部履修規定)

- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus/exploration/index.html>

(ホーム>大学紹介>キャンパス探検隊・キャンパス周辺案内>キャンパス探検隊)

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html>

(ホーム>在学生の方へ>学費>学費納入金額)

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する
こと

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/index.html>

(ホーム>在学生の方へ>学業)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/index.html>

(ホーム>就職・キャリア支援)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/index.html>

(ホーム>在学生の方>心と体)

- ⑩ その他(学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価
報告書、認証評価の結果)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/20180425_daigakuinngakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について
>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/index.html>

(ホーム>大学紹介>規定)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/document.html>

(ホーム>大学紹介>文部科学省への設置認可・届出書類)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/valuation/index.html>

(ホーム>大学紹介>自己点検・評価)

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。また、ソーシャルメディア (YouTube、Twitter、LINE) を活用し、大学の様々な情報をタイムリーに発信している。

1 4. 授業内容方法の改善を図るための組織的な研修等

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

(1) FD委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動 (教員の資質の維持向上) を実施してきたが、平成 15 年度に FD 活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には同委員会を「広島国際大学 FD 委員会」(以下「FD 委員会」という) として再編成し、現在は同委員会を中心に組織的な活動を進めている。

FD 委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ①FD 講演会の企画・実施
- ②FD 研修会の企画・実施
- ③全教員間の相互理解を促進するための FDnewsletter 及び FD 活動報告の発行
- ④学生による「受講生満足度調査」の実施、結果の分析とフィードバック
- ⑤授業改善のための方策の検討
- ⑥教育情報化の企画・実施

(2) 教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD 講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

①FD 講演会

- ・平成 29 年 9 月 演題「地域連携活動を学生教育にどうつなげるか」
講師：竹田 徳則 氏 (星城大学)
- ・平成 29 年 7 月 演題「ICT 活用と著作権」
講師：隅谷 孝洋 氏 (広島大学)
- ・平成 29 年 2 月 演題「活動性を高める授業づくり」
講師：安永 悟 氏 (久留米大学)

- ・平成 28 年 3 月 演題「高大接続改革にどう対応するか？
－新しい時代の大学入試と FD」
講師：内村 浩 氏（京都工芸繊維大学）
- ・平成 28 年 3 月 演題「深い学びに誘うアクティブ・ラーニングの手法」
講師：立川 明 氏（高知大学）
- ・平成 27 年 9 月 演題「パフォーマンス評価導入の実際」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 27 年 3 月 演題「大学教育における反転授業の利活用法」
講師：森澤 正之 氏（山梨大学）、
古澤 修一 氏（広島大学）
- ・平成 26 年 9 月 演題「授業改善のためのインストラクショナルデザイン
－私的試行錯誤を下敷きに－」
講師：矢田部 順二 氏（広島修道大学）
- ・平成 26 年 2 月 演題「DP、CP とアセスメント・ポリシーの明示化について」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 24 年 9 月 演題「e ラーニングと著作権処理の実際」
講師：隅谷 孝洋 氏、原田 久美 氏（広島大学）
- ・平成 23 年 10 月 演題「教育著作権」
講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）
- ・平成 22 年 9 月 演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」
講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）
- ・平成 22 年 2 月 演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」
講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）
- ・平成 20 年 11 月 演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」
講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）
- ・平成 19 年 11 月 演題「大学の教育力の向上と授業公開」
講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）
- ・平成 19 年 1 月 演題「わかりやすい授業」
講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）

②FD 研修会

- ・平成 30 年 8 月 演題「授業評価結果の変化
－何が学生から評価されたのか？」
- ・平成 30 年 3 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 30 年 2 月 演題「ループリック活用研修会」
- ・平成 29 年 8 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 29 年 2 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 10 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 3 月 演題「失敗しない AL の手法：TBL（チーム基盤型学習）」

- ・平成 28 年 2 月 演題「アクティブラーニングのためのファシリテーション技能」
- ・平成 28 年 2 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 10 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 9 月 演題「ループリック作成ワークショップ」
- ・平成 26 年 10 月 演題「魅力ある大人数講義にするために」
- ・平成 26 年 3 月 「クリッカー（ARS）の使用方法や Course Power（LMS）の教材開発」等の ICT 関連教育研修会
- ・平成 25 年 2 月 題目「授業改善への取り組み」
- ・平成 24 年 11 月 題目「初等中等教育と大学教育の接続」
- ・平成 24 年 7 月 題目「大学教育の質保証のための FD と SD の協働」
- ・平成 24 年 3 月 題目「『自校史教育冊子』の活用」
- ・平成 24 年 2 月 題目「大学機関のスタンダード—進路指導の実際」
- ・平成 23 年 1 月 題目「初年次教育」
- ・平成 22 年 9 月 題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
- ・平成 21 年 6 月 題目「少人数教育～講義の工夫～」
- ・平成 21 年 1 月 題目「e-learning の活用と授業」
- ・平成 20 年 7 月 題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
- ・平成 20 年 1 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」
- ・平成 19 年 7 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」

③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において授業公開を実施している。全教職員が、学内で専任教員が担当する全ての授業（一部の非公開科目を除く）を聴講することができ、聴講後に「公開授業聴講コメント」を記載し、評価を行なっている。

（3）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価（受講生満足度調査）を毎年実施している。本アンケートはマークシート形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生満足度調査の結果を教員にフィードバックする際に、教員に対して「今後

の授業で工夫したい点」「受講生にお願いしたいこと」等を記載するレスポンスシートへの記載をお願いし、その内容を学生に対し再度フィードバックすることで、受講生満足度調査が教員の教育力向上に、より効果的なものとなるよう年々改良を重ねている。

(4) 新たな教育環境の整備

平成 25 年度より総合教育センターを設け、「学力推進」「共通教育検討」「教学企画運営」「ファカルティ・スタッフ・ディベロップメント」「ICT 活用教育推進」「専門職連携教育 (IPE) 推進」「キャリア教育推進」及び「医学教育推進」の 8 つの観点から教育活動の向上を推進し、学修支援や教育方法の改善などを行っている。なお、総合教育センター学力推進部門では、物理・数学・統計学・英語についての個別指導、学修相談や「レポート作成指導」「数学基礎講座」「英語の資格試験対策、英会話」の講座や個別指導などの学修サポートを、各キャンパスの総合教育センターにおいて行っている。

加えて平成 26 年度より、新たな教育環境の整備として、学生同士のグループ学修、ディスカッション、プレゼンテーション、専門職連携教育 (IPE)、チュートリアル、国家試験対策、実習前後の総括、授業前後の主体的な学修（予習・復習）等、学生が自主的・自立的な学修を行える環境として「ラーニング・コモンズ」の運用を開始している。「ラーニング・コモンズ」には、学修するグループの人数によって、自由に組み合わせが可能な可動式の机・椅子、ホワイトボードや電子黒板を整備している。また、すべての部屋において Wi-Fi 環境が整備されており、パソコンやスマートフォンをインターネットに接続することができるため、様々なメディア・資料を活用して能動的な学修を行っている。

平成 30 年度には、能動的な学習を実践する新しい学びの場として、キャンパス間を越えた多様な学びの実現を目指し、壁面ホワイトボードを使って複数のグループが意見をまとめながらディスカッションやプレゼンテーションを行うことができるアクティブラーニング教室や、様々な ICT 機器をネットワークで接続し授業に参加したり、遠隔講義システムを接続して離れたキャンパスの教室で授業に参加することができるアクティブラーニングスタジオを各キャンパスに整備した。

(5) 教員評価制度の導入

本大学が求める教員像を明確化し個々に到達するため、教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これは、教員の活動を 3 つの評価（『個人活動評価』、『学生評価』、『組織評価』）に分類し、学科長、学部長など、被評価者の所属上長による一次評価、二次評価などを経て、その結果を総合的に評価するものである。これにより、評価結果のフィードバックから各教員は自己の活動の改善に努め、教員評価委員会は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。このシステムによって教員の教育力の向上を図っている。

(6) 職員対象研修会の実施

職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」とともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待する人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図るため、SD を本学園の事業計画として取り入れ、本学園職員研修課を中心に計画的な取組みを行っている。

① 学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加

各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。

② 学内における研修会

・新採用の専任事務職員

採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。

・管理職者

毎年夏期に集合研修を実施し、外部講師を招き意識改革を図るほか、人事考課についても実質化するよう徹底している。

・一般職

改革を推し進める人材育成を目的として、毎年夏期に集合研修を実施している。平成30年度は目標設定をテーマとし、等級に応じた役割行動を発揮していくための意識改革とスキルアップを徹底した。

・新任課長の昇任者等

各資格の役割に応じた階層別研修を実施している。平成30年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに参加することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みを行う計画である。

上記に加えて、事務職員によるSDに関する検討会を設置し、事務職員全体の意識及び業務スキル向上並びに業務の見直しを行う体制を構築しており、研修会も実施している。

また、事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。

- ① 理事長表彰（業務改革）：教職員が多くの関係者とともに取り組んだ業務改革を表彰する制度。
- ② 部門スキル開発スタートアップ支援制度：関係部署で共有すべき専門知識とスキルの不足を解消するため、他部署等を含めた研修等の実施を支援する制度。
- ③ 特定研究奨励制度：職場の仲間と業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度。
- ④ 資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度。

(7) 人事評価制度の導入

学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。

さらに、職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成17年4月から、学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自律的に学び、自立して進路を開拓・決定していくための取り組みに重点を置く支援をはじめ、これまでの学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から、学生の生涯を通じたキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へと体制を整備し、学生のキャリア開発支援に更に力を入れている。

(1) 教育課程内の取組について

本大学では、スタンダード科目において、「専門職連携基礎演習Ⅰ（1単位必修／1年次）」、「専門職連携基礎演習Ⅱ（1単位必修／1年次）」、「専門職連携総合演習Ⅰ（1単位必修／2年次又は3年次又は4年次）」、「専門職連携総合演習Ⅱ（1単位必修／2年次又は3年次又は4年次）」の4科目を配置しており、健康・医療・福祉に関わる様々な専門職の業務内容を理解させ、自分が目指す職種と他職種との関係を知り、サービスの利用者を中心に専門職が連携するチームの重要性を実感させる体系的なキャリア支援を行なっている。

【別紙資料 25】「関連する授業科目のシラバス等」

(2) 教育課程外の取組について

本大学では、1年次からキャリア支援を行っており、以下のような活動を中心にきめの細かい指導を中心とした取り組みを行っている。

- ① 東広島・呉キャンパスでの企業説明会、病院・施設説明会の実施
- ② 学科の特性に合わせた就職ガイダンス、筆記試験対策、履歴書作成指導、論作文添削指導、模擬面接、ビジネスマナー講座、4年次生による就職活動体験報告会を実施
- ③ 求人情報等のメール配信及び学内専用サイト上に求人情報詳細を開示（学外からの閲覧可能）
- ④ 就職活動のための「キャリアガイドブック」を作成し学生へ配付
- ⑤ 本学の特色のある教育活動や就職データをまとめた「求人リーフレット」を作成し、訪問及び来訪企業・医療機関等へ配布
- ⑥ 学生が希望する地域の企業・医療機関等へ求人依頼 DM を発送
- ⑦ 保護者に向けて西日本の13会場で開催するHIU保護者ミーティングにおいて個別の就職・進学等進路相談の実施

(3) 適切な体制の整備について

[1] 進路（就職・進学）に対する相談・支援体制

本大学キャリアセンターでは、現在、センター長以下専任事務職員 8 名、嘱託事務職員 2 名の合計 10 名体制で就職・進学等の支援を行っている。事務職員の配置は、専任が東広島キャンパス 6 名、呉キャンパス 2 名、嘱託が呉キャンパス 1 名、広島キャンパス 1 名となっているが、相互に補完し合い進路（就職・進学）に対する相談・支援体制の充実を図っている。

事務職員はキャリア支援セミナー等への計画的な参加により、個別相談・支援力の深化に努めている。

[2] キャリア教育のための支援体制

平成 23 年度の大学設置基準におけるキャリア教育への取り組みの明文化を受け、社会のニーズに対応し能力を発揮できるよう、入学直後から卒業までを一体的に捉えた「就業力育成プログラム」を構築し、高い職業倫理観や社会的・職業的に自立する力を育成している。

このプログラムにおいて、「課題発見力」、「情報収集力」、「親和力」、「協働性」等について、各学科の特性に合わせプログラムを実施している。また、キャリア教育推進部門会議においてプログラムの検証・見直しを行なっている。

また、本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科において、取得を目指す国家資格並びに専門職に有用と判断される資格に対し、正課の授業外で特別講座を開講するなどして、積極的な学修支援を行っている。

さらに、平成 20 年度からは、本大学が奨励する資格試験に合格した（TOEIC においては、ある一定の点数に達した）場合に、奨励金を支給する「資格・能力取得奨励金制度」を実施している。

今後もなお一層の支援体制強化を図っていく。

以 上

資料目次

- 【別紙資料 1】 広島国際大学健康スポーツ学部設置の目的
- 【別紙資料 2】 スポーツ基本計画(全体像)、(概要)
- 【別紙資料 3】 第2期スポーツ基本計画について(答申)、(答申のポイント)
- 【別紙資料 4】 厚生労働省告示第四百三十号(健康日本 21[第2次])
- 【別紙資料 5】 広島県スポーツ推進計画の概要
- 【別紙資料 6】 東広島市スポーツ推進計画(概要版)
- 【別紙資料 7】 呉市スポーツ推進計画、第3次健康くれ21(概要版)
- 【別紙資料 8】 広島国際大学 健康スポーツ学部設置に係る意見書
- 【別紙資料 9】 広島国際大学 学部/学科に関するアンケート【企業対象】調査結果報告書の抜粋
- 【別紙資料10】 健康スポーツ学部 教育体系図
- 【別紙資料11】 健康スポーツ学部 カリキュラムツリー、各資格に対応した教育課程編成図
- 【別紙資料12】 広島国際大学 就業規則
- 【別紙資料13】 任用規定
- 【別紙資料14】 特任教員規定
- 【別紙資料15】 学内特別研究助成制度の概要
- 【別紙資料16】 健康スポーツ学部 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料17】 健康スポーツ学部 授業時間割表(案)
- 【別紙資料18】 健康スポーツ学部 実習施設一覧
- 【別紙資料19】 健康スポーツ学部 実習施設の使用承諾書

【別紙資料20】 健康スポーツ学部 学外実習計画【概要】

【別紙資料21】 広島国際大学 学部長会議規定

【別紙資料22】 広島国際大学 健康スポーツ学部教授会規定(案)

【別紙資料23】 広島国際大学 学位規定(案)

【別紙資料24】 広島国際大学 教員選考基準

【別紙資料25】 関連する授業科目のシラバス

広島国際大学健康スポーツ学部設置の目的

広島国際大学の使命、あるべき姿

広島国際大学の使命
IDENTITY



健康増進・長寿社会に
貢献できる人材を養成
できる大学として存在
し続けること

広島国際大学の
めざすべき姿



健康・長寿を中心に
据えた教学組織への
発展的な
進化・深化・真化・芯化

教学組織の理想的な姿

これまでの医療「診断・治療」が中心

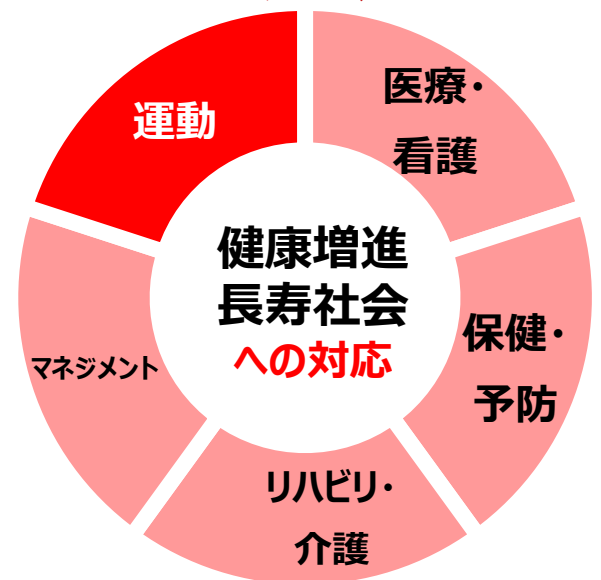


【これからの社会に求められる人材】
健康寿命の延伸、健康格差の縮小に
貢献できる人材を育成するため
⇒ 「保健・予防・健康」の分野拡大

広島国際大学の学問領域を、
さらに強化 + α



運動・スポーツというピースが
入ることで理想形に近づく



スポーツ基本計画の全体像

〈我が国の社会の変化〉

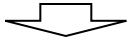
少子高齢化・情報化の進展、地域社会の空洞化、人間関係の希薄化、大震災後の復興等の新たな課題の発生

〈今後目指すべき社会像〉

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会。国際的にも尊敬される国(持続的発展が可能な社会)

〈スポーツ基本法の制定〉

- スポーツ振興基本計画の課題
 - ・子供の体力の上昇
 - ・生涯スポーツ機会の向上
 - ・国際競技力の向上
- 新たな課題の発生
 - ・ガバナンス向上、ドーピング対策等
 - 公平・公正性、透明性向上の要請
 - ・プロスポーツ、障害者スポーツの発展
 - ・国際化の進展 等

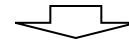


- スポーツ基本法の制定
 - ・「スポーツ権」の確立
 - ・スポーツの多面的な役割(青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造、国際的地位向上)の明確化 等

〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

- 青少年が健全に育ち、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会
- 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- 健康で活力に満ちた長寿社会
- 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- 国際的に信頼され、尊敬される国



スポーツの意義や価値が広く共有
=「新たなスポーツ文化」の確立

〈計画の策定〉

○今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備

⑤ 国際交流・貢献の推進

④ 国際競技力の向上

⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

⑦ 好循環の創出

① 子供のスポーツ機会の充実

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

〈計画の推進〉

- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

スポーツ基本計画（概要）

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

(2) 学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実
- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

（1）ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進
- ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

（2）スポーツにおける安全の確保

- ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- ・AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

（1）コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー(仮称)」の育成

（2）地域のスポーツ指導者等の充実

- ・大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

（3）地域スポーツ施設の充実

- ・学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・健常者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

（4）地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー）以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・ NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・ スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・ 女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- ・ 企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・ 競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- ・ JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援
- ・ NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- ・ オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化。
- ・ NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・ 我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・ スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ・ ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- ・ 指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- ・ 市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・ JADAにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・ 競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・ 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・ スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・ スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・ スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・ 地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・ 拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・ トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

第 2 期スポーツ基本計画について（答申） 概 要

第 1 章 第 2 期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第 1 期スポーツ基本計画は、平成 24～28 年度の 5 年間に 7 つの政策目標に基づき施策を推進。

子供の体力低下に歯止め、過去最多の総メダル数といった成果の一方、スポーツ実施率等に課題。新たに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、障害者スポーツの移管、スポーツ庁の創設。

第 2 期計画では、第 2 章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第 3 章で施策体系を大括り化し（4 つの政策目標）、数値目標を 8 から 20 に増加。

第 2 章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」をつくる！

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、 そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1以上が42.5（障害者19.2）%、週3以上が19.7（障害者9.3）%

（1）スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
 - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上

（スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加（58.7%→80%）、スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減（16.4%→8%）、子供の体力を昭和60年頃の水準に）

 - ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
 - ・教員の研修、施設の整備等を通じた武道の指導の充実
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
 - ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進
- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

（成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す）

 - ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
 - ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
 - ・スポーツと食、エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
 - ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
 - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
 - ・専門スタッフ、審判員、ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備（47都道府県）

- ・ P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加 (37.9%→70%)
- ・ 地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加 (18.4%→25%)
- ③ **スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保**
 - ・ ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
 - ・ 学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
 - ・ キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ **大学スポーツの振興**
 - ・ 大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進, アドミニストレーターの配置促進 (100 大学)
 - ・ 大学横断的・競技横断的統括組織 (日本版 N C A A) の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現, 経済・地域の活性化, 国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

(障害者の週1回のスポーツ実施率: 成人 19.2%→40%, 7~19歳 31.5%→50%)

- ・ 地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・ 障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化, 不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・ 全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
- ・ 総合型クラブへの障害者の参加促進 (40%→50%)
- ・ 障害者スポーツ指導者の養成の拡充 (2.2万人→3万人)
- ・ 活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減 (13.7%→7%)
- ・ 障害者スポーツの理解促進により, 直接観戦経験者を増加 (4.7%→20%)
- ・ 全ての学校種の教員に対する理解促進, 学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツによる健康寿命の延伸の効果について, エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・ 効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・ スポーツ事故等の情報収集, 安全確保に向けた方策のとりまとめ, 普及・啓発
- ・ 被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・ 女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・ 女性指導者増加に取り組むとともに, スポーツ団体における女性登用を促進
- ・ 女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円, 2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化, 地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用, スポーツ団体におけるビジネス手法, IT の活用

② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進 (スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人, スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円)
- ・地域スポーツコミッションの設置促進 (56→170), 地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加 (25 人→35 人) や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析, スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について, 政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援, ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう, 各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会 (JOC) 及び日本パラリンピック委員会 (JPC) の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ, 我が国のトップアスリートが, オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し, JSC, JOC 及び JPC は中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は, ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上, 世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化

- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ **スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実**
 - ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
 - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学，情報等を活用し多方面から支援
- ④ **トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実**
 - ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し，オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
 - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて，スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① **コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進**
 - ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
 - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し，必要な助言・支援を実施
 - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により，全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② **ドーピング防止活動の推進**
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
 - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
 - ・アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等に対する教育と，国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて，予算の効率的・効果的な活用と，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用，スポーツに対する寄附や投資を活性化。計画の進捗状況をスポーツ審議会において定期的に検証。検証プロセスを公開し，検証結果を第3期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

スポーツ基本計画・・・スポーツ基本法（2011（平成23）年公布・施行）に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017（平成29）年度～2021（平成33）年度。

第1期基本計画

2020年
東京大会の
開催決定

障害者スポーツが
厚労省から
文科省へ移管

スポーツ庁の
創設

第2期
基本計画
策定

ラグビー
ワールドカップ等

東京オリンピック・
パラリンピック
競技大会

ワールド
マスターズ
ゲームズ関西

2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022

ポイント1

スポーツの価値を具現化し発信。
スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働。

～ スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

「人生」が変わる！

スポーツで
人生を健康で生き生きと
したものにする。

「社会」を変える！

共生社会、健康長寿社会の
実現、経済・地域の活性化
に貢献できる。

「世界」とつながる！

多様性を尊重する世界
持続可能で逆境に強い世界
クリーンでフェアな世界
に貢献できる。

2

スポーツを通じた 活力があり絆の 強い社会の実現

障害者のスポーツ実施率(週1)
19% ⇒ 40%

スポーツを通じた健康増進
女性の活躍促進

「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、
スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、
レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

3 国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピックにおいて
過去最高の金メダル数を獲得する等
優秀な成績を収められるよう支援

中長期の強化戦略に基づく支援
次世代アスリートの発掘・育成
スポーツ医・科学等による支援
ハイパフォーマンスセンター等の充実

4 クリーンでフェアな スポーツの推進

インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める

コンプライアンスの徹底
スポーツ団体のガバナンス強化
ドーピング防止

ポイント3

障害者スポーツの振興やスポーツの
成長産業化など、スポーツ庁創設後
の重点施策を盛り込む。

ポイント2

数値を含む成果指標を第1期計画に
比べ大幅に増加(8⇒20)。

1

「する」「みる」 「ささえる」 スポーツ参画人口 の拡大

スポーツ実施率(週1)
42% ⇒ 65%

スポーツをする時間を
持ちたいと思う中学生
58% ⇒ 80%

スポーツに関わる人材の確保・育成

総合型地域スポーツクラブの
中間支援組織を整備 47都道府県

学校施設やオープンスペースの有効活用

大学スポーツアドミニストレーター
を配置 100大学

など

○厚生労働省告示第四百三十号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成十五年厚生労働省告示第百九十五号）の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年七月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、21世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防及び管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活の確保が困難な者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔^{くわう}の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記一から四までの基本的な方向を実現するため、国民の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状況等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、国が具体的な目標を設定するに当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的目標を設定するものとする。

なお、具体的目標については、おおむね 10 年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後 5 年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後 10 年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

二 目標設定の考え方

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国において実現されるべき最終的な目標である。具体的な目標は、日常生活に制限のない期間の平均の指標に基づき、別表第一のとおり設定する。また、当該目標の達成に向けて、国は、生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

我が国の主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測される COPD への対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

がんは、予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、年齢調整死亡率の減少とともに、特に早期発見を促すために、がん検診の受診率の向上を目標とする。

循環器疾患は、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発症の危険因子となる高血圧の改善並びに脂質異常症の減少と、これらの疾患による死亡率の減少等を目標とする。

糖尿病は、その発症予防により有病者の増加の抑制を図るとともに、重症化を予防するため

に、血糖値の適正な管理、治療中断者の減少及び合併症の減少等を目標とする。

COPDは、喫煙が最大の発症要因であるため、禁煙により予防可能であるとともに、早期発見が重要であることから、これらについての認知度の向上を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第二のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、これらの疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体の健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指し、自殺者の減少、重い抑鬱や不安の低減、職場の支援環境の充実及び子どもの心身の問題への対応の充実を目標とする。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進が重要であり、子どもの頃からの健全な生活習慣の獲得及び適正体重の子どもの増加を目標とする。

さらに、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要があり、介護保険サービス利用者の増加の抑制、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第三のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援などの取組を進める。

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。具体的な目標は、別表第四のとおりとし、居住地域での助け合いといった地域のつながりの強化とともに、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民の割合の増加、健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加並びに身近で専門的な支援及び相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加について設定するとともに、健康格差の縮小に向け、地域で課題となる健康格差の実態を把握し、対策に取り組む地方公共団体の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康づくりに自発的に取り組む企業、民間団体等の動機づけを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等に取り組む。

5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する目標は、それぞれ次の考えに基づき、別表第五のとおりとする。

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。以下同じ。）での栄養・食事管理について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、関係行政機関の連携による食生活に関する国民運動の推進、食育の推進、専門的機能を

有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関する目標とともに、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直し、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(3) 休養

休養は、生活の質に係る重要な要素であり、日常的に質量ともに十分な睡眠をとり、余暇等で体や心を養うことは、心身の健康の観点から重要である。目標は、十分な睡眠による休養の確保及び週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための睡眠指針の見直し等に取り組む。

(4) 飲酒

飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得る。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

(5) 喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD といった NCD の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。目標は、成人の喫煙、未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙及び受動喫煙の割合の低下について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

(6) 歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕^{しよく}予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標の設定と評価

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健康診査データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施することが必要である。

都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて、地域の実情を踏まえ、地域住民に分かりやすい目標を設定するとともに、都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めるものとする。

市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定するよう努めるものとする。

二 計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む企業、民間団体等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関、企業の代表者、都道府県労働局その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を活用し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。
- 2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。
また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。
- 3 保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行うこと。
- 4 市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。
また、市町村は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 17 条及び第 19 条の 2 に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付けるよう留意すること。
- 5 都道府県及び市町村は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結び付けること。当該評価及び改定に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組のほか、都道府県や市町村の区域内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、企業等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。
- 6 都道府県及び市町村は、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取組に反映できるように留意すること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国は、国民の健康増進を推進するための目標等を評価するため、国民健康・栄養調査等の企画を行い、効率的に実施する。併せて、生活習慣の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究についても推進する。

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律

第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)、統計法(平成 19 年法律第 53 号)、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第 11 条第 1 項の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守するほか、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施することが重要である。

また、これらの調査等により得られた情報については、積極的な公表に努める。

さらに、国、地方公共団体は、ICT(情報通信技術をいう。以下同じ。)を利用して、健診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、全国規模で健康情報を収集・分析し、国民や関係者が効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。

二 健康の増進に関する研究の推進

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との関連等に関する研究を推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を国民や関係者に対し行う。また、新たな研究の成果については、健康増進に関する基準や指針に反映させるなど、効果的な健康増進の実践につながるよう支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進が図られることが必要である。

具体的な方法として、がん検診、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効率的かつ効果的に実施することがある。また、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向けて、がん検診や特定健康診査その他の各種検診を同時に実施することや、各種検診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを実施することがある。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらのほか、健康増進法第 9 条第 1 項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的な考え方

健康増進は、国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するため、国民に対する十分かつ確かな情報提供が必要である。このため、当該情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、国民の健康増進の取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。また、当該情報提供において、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫する。

生活習慣に関する情報提供に当たっては、ICTを含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、医療保険者、保健事業における健康相談等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行うことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとする。

また、国、地方公共団体等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む。

二 健康増進普及月間等

国民運動の一層の推進を図るため、9 月を健康増進普及月間とし、国、地方公共団体、企業、民間団体等が行う様々なイベントや広報活動等の普及啓発活動等を通じ、国民の自覚を高めるほか、社会全体で健康づくりを支え合う環境を醸成するための健康増進の取組を一層促進すること

とする。

また、当該取組が一層効果的となるよう、併せて、食生活改善普及運動を9月に実施する。

健康増進普及月間及び食生活改善普及運動（以下「健康増進普及月間等」という。）の実施に当たっては、地域の実情に応じた課題を設定し、健康に関心の薄い者も含めてより多くの住民が参加できるように工夫するよう努めることが必要である。また、地域における活動のほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力して、全国規模の中核的なイベント等を実施することにより、健康増進普及月間等の重点的かつ効果的な実施を図る。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

健康増進に関係する機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画を設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることにより、効果的な取組が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 多様な主体による自発的取組や連携の推進

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業を始めとして、健康づくりに関する活動に取り組む企業、NGO、NPO等の団体は、国民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、当該取組について国民に情報発信を行うことが必要である。国、地方公共団体等は、当該取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。健康増進の取組としては、民間の健康増進サービスを実施する企業等が、健診・検診の実施主体その他関係機関と連携し、対象者に対して効果的かつ効率的に健康増進サービスを提供することも考えられる。こうした取組の推進により、対象者のニーズに応じた多様で質の高い健康増進サービスに係る市場の育成が図られる。

また、健康増進の取組を推進するに当たっては、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導等を含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のほか、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備等の対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用等の生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等の健康増進のための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医

療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

別表第一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）	男性 70.42年 女性 73.62年 （平成22年）	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 （平成34年度）
② 健康格差の縮小（日常生活に制限のない期間の平均的都道府県格差の縮小）	男性 2.79年 女性 2.95年 （平成22年）	都道府県格差の縮小 （平成34年度）

（注） 上記①の目標を実現するに当たっては、「日常生活に制限のない期間の平均」のみならず、「自分が健康であると自覚している期間の平均」についても留意することとする。

また、上記②の目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各都道府県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むものである。

別表第二 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標

(1) がん

項 目	現 状	目 標
① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	84.3 （平成22年）	73.9 （平成27年）
② がん検診の受診率の向上	胃がん 男性 36.6% 女性 28.3% 肺がん 男性 26.4% 女性 23.0% 大腸がん 男性 28.1% 女性 23.9% 子宮頸がん 女性 37.7% 乳がん 女性 39.1% （平成22年）	50% （胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%） （平成28年度）

（注） がん検診の受診率の算定に当たっては、40歳から69歳まで（子宮頸がんは20歳から69歳まで）を対象とする。

(2) 循環器疾患

項 目	現 状	目 標
① 脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	脳血管疾患 男性 49.5 女性 26.9 虚血性心疾患 男性 36.9 女性 15.3 （平成22年）	脳血管疾患 男性 41.6 女性 24.7 虚血性心疾患 男性 31.8 女性 13.7 （平成34年度）
② 高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）	男性 138mmHg 女性 133mmHg （平成22年）	男性 134mmHg 女性 129mmHg （平成34年度）
③ 脂質異常症の減少	総コレステロール240mg/	総コレステロール240mg/

	d1以上の者の割合 男性 13.8% 女性 22.0% L D L コレステロール 160mg/dl以上の者の割合 男性 8.3% 女性 11.7% (平成22年)	d1以上の者の割合 男性 10% 女性 17% L D L コレステロール 160mg/dl以上の者の割合 男性 6.2% 女性 8.8% (平成34年度)
④ メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少	1,400万人 (平成20年度)	平成20年度と比べて 25%減少 (平成27年度)
⑤ 特定健康診査・特定保健指導の 実施率の向上	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成21年度)	平成25年度から開始する第 2期医療費適正化計画に合 わせて設定 (平成29年度)

(3) 糖尿病

項 目	現 状	目 標
① 合併症（糖尿病腎症による年間 新規透析導入患者数）の減少	16,247人 (平成22年)	15,000人 (平成34年度)
② 治療継続者の割合の増加	63.7% (平成22年)	75% (平成34年度)
③ 血糖コントロール指標におけ るコントロール不良者の割合の 減少 (HbA1cがJ D S 値8.0% (N G S P 値8.4%) 以上の者の割合の 減少)	1.2% (平成21年度)	1.0% (平成34年度)
④ 糖尿病有病者の増加の抑制	890万人 (平成19年)	1000万人 (平成34年度)
⑤ メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少（再掲）	1,400万人 (平成20年度)	平成20年度と比べて25%減 少 (平成27年度)
⑥ 特定健康診査・特定保健指導の 実施率の向上（再掲）	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成21年度)	平成25年度から開始する第 2期医療費適正化計画に合 わせて設定 (平成29年度)

(4) COPD

項 目	現 状	目 標
① COPDの認知度の向上	25% (平成23年)	80% (平成34年度)

別表第三 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

(1) こころの健康

項 目	現 状	目 標
① 自殺者の減少（人口10万人当た）	23.4	自殺総合対策大綱の見直し

り)	(平成22年)	の状況を踏まえて設定
② 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.4% (平成22年)	9.4% (平成34年度)
③ メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加	33.6% (平成19年)	100% (平成32年)
④ 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	小児科医 94.4 (平成22年) 児童精神科医 10.6 (平成21年)	増加傾向へ (平成26年)

(2) 次世代の健康

項 目	現 状	目 標
① 健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加		
ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加	小学5年生 89.4% (平成22年度)	100%に近づける (平成34年度)
イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加	(参考値) 週に3日以上 小学5年生 男子 61.5% 女子 35.9% (平成22年)	増加傾向へ (平成34年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.6% (平成22年)	減少傾向へ (平成26年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60% 女子 3.39% (平成23年)	減少傾向へ (平成26年)

(3) 高齢者の健康

項 目	現 状	目 標
① 介護保険サービス利用者の増加の抑制	452万人 (平成24年度)	657万人 (平成37年度)
② 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	0.9% (平成21年)	10% (平成34年度)
③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加	(参考値) 17.3% (平成24年)	80% (平成34年度)
④ 低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者の割合の増加の抑制	17.4% (平成22年)	22% (平成34年度)
⑤ 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（1,000人当たり）	男性 218人 女性 291人 (平成22年)	男性 200人 女性 260人 (平成34年度)
⑥ 高齢者の社会参加の促進（就業	(参考値) 何らかの地域活動	80%

又は何らかの地域活動をしている高齢者の割合の増加)	をしている高齢者の割合 男性 64.0% 女性 55.1% (平成20年)	(平成34年度)
---------------------------	--	----------

(注) 上記①の目標については、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)の策定に当たって試算した結果に基づき設定したものである。

別表第四 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 地域のつながりの強化(居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合の増加)	(参考値)自分と地域のつながりが強い方だと思う割合 45.7% (平成19年)	65% (平成34年度)
② 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	(参考値)健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合 3.0% (平成18年)	25% (平成34年度)
③ 健康づくりに関する活動に取り組む、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加	420社 (平成24年)	3,000社 (平成34年度)
④ 健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加	(参考値)民間団体から報告のあった活動拠点数 7,134 (平成24年)	15,000 (平成34年度)
⑤ 健康格差対策に取り組む自治体の増加(課題となる健康格差の実態を把握し、健康づくりが不利な集団への対策を実施している都道府県の数)	11都道府県 (平成24年)	47都道府県 (平成34年度)

別表第五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

(1) 栄養・食生活

項 目	現 状	目 標
① 適正体重を維持している者の増加(肥満(BMI 25以上)、やせ(BMI 18.5未満)の減少)	20歳～60歳代男性の肥満者の割合 31.2% 40歳～60歳代女性の肥満者の割合 22.2% 20歳代女性のやせの者の割合 29.0% (平成22年)	20歳～60歳代男性の肥満者の割合 28% 40歳～60歳代女性の肥満者の割合 19% 20歳代女性のやせの者の割合 20% (平成34年度)
② 適切な量と質の食事をとる者の増加		
ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加	68.1% (平成23年)	80% (平成34年度)

イ 食塩摂取量の減少	10.6g (平成22年)	8g (平成34年度)
ウ 野菜と果物の摂取量の増加	野菜摂取量の平均値 282g 果物摂取量100g未満の者の割合 61.4% (平成22年)	野菜摂取量の平均値 350g 果物摂取量100g未満の者の割合 30% (平成34年度)
③ 共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）	朝食 小学生 15.3% 中学生 33.7% 夕食 小学生 2.2% 中学生 6.0% (平成22年度)	減少傾向へ (平成34年度)
④ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加	食品企業登録数 14社 飲食店登録数 17,284店舗 (平成24年)	食品企業登録数 100社 飲食店登録数 30,000店舗 (平成34年度)
⑤ 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成22年)	80% (平成34年度)

(2) 身体活動・運動

項 目	現 状	目 標
① 日常生活における歩数の増加	20歳～64歳 男性 7,841歩 女性 6,883歩 65歳以上 男性 5,628歩 女性 4,584歩 (平成22年)	20歳～64歳 男性 9,000歩 女性 8,500歩 65歳以上 男性 7,000歩 女性 6,000歩 (平成34年度)
② 運動習慣者の割合の増加	20歳～64歳 男性 26.3% 女性 22.9% 65歳以上 男性 47.6% 女性 37.6% (平成22年)	20歳～64歳 男性 36% 女性 33% 65歳以上 男性 58% 女性 48% (平成34年度)
③ 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	17都道府県 (平成24年)	47都道府県 (平成34年度)

(3) 休養

項 目	現 状	目 標
① 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	18.4% (平成21年)	15% (平成34年度)
② 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少	9.3% (平成23年)	5.0% (平成32年)

(4) 飲酒

項 目	現 状	目 標
① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少	男性 15.3% 女性 7.5% (平成22年)	男性 13% 女性 6.4% (平成34年度)
② 未成年者の飲酒をなくす	中学3年生 男子 10.5% 女子 11.7% 高校3年生 男子 21.7% 女子 19.9% (平成22年)	0% (平成34年度)
③ 妊娠中の飲酒をなくす	8.7% (平成22年)	0% (平成26年)

(5) 喫煙

項 目	現 状	目 標
① 成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	19.5% (平成22年)	12% (平成34年度)
② 未成年者の喫煙をなくす	中学1年生 男子 1.6% 女子 0.9% 高校3年生 男子 8.6% 女子 3.8% (平成22年)	0% (平成34年度)
③ 妊娠中の喫煙をなくす	5.0% (平成22年)	0% (平成26年)
④ 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	行政機関 16.9% 医療機関 13.3% (平成20年) 職場 64% (平成23年) 家庭 10.7% 飲食店 50.1% (平成22年)	行政機関 0% 医療機関 0% (平成34年度) 職場 受動喫煙の無い職場の実現 (平成32年) 家庭 3% 飲食店 15% (平成34年度)

(6) 歯・口腔の健康

項 目	現 状	目 標
① 口腔機能の維持・向上（60歳代における咀嚼 ^{そしやく} 良好者の割合の増加）	73.4% (平成21年)	80% (平成34年度)
② 歯の喪失防止		
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% (平成17年)	50% (平成34年度)

イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年)	70% (平成34年度)
ウ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% (平成17年)	75% (平成34年度)
③ 歯周病を有する者の割合の減少		
ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年)	25% (平成34年度)
イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年)	25% (平成34年度)
ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年)	45% (平成34年度)
④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県 (平成21年)	23都道府県 (平成34年度)
イ 12歳児の一人平均う蝕数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県 (平成23年)	28都道府県 (平成34年度)
⑤ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% (平成21年)	65% (平成34年度)